

(1) 地方公共団体へのアンケート調査

地方公共団体の協力連携におけるニーズと課題の把握

1) アンケート調査の配布・回収

地方公共団体の協力連携におけるニーズを把握するために、アンケート調査を実施した。

- ・調査実施期間：2007年2月1日（木）～2月14日（水）
- ・調査対象：景観行政団体（予定含む・2007年1月1日現在249団体）
非景観行政団体（^{*}景観行政ネットに会員登録している
・2007年1月1日現在72団体）

「景観行政ネット」とは：景観法・景観条例に関する制度運用や活用事例などについて国土交通省、各景観行政団体等の会員が相互に、「1. 情報の提供・共有化」「2. 意見交換」を図るためのホームページ。設置・運営は、財団法人都市づくりパブリックデザインセンター。

図表 - 1 配布・回収の状況

	配布の方法	配布数	回収数	回収率
景観行政団体	Eメール	111 団体	102 団体	91.9%
	郵送	138 団体	104 団体	75.4%
非景観行政団体	Eメール	72 団体	65 団体	90.3%
合計		321 団体	271 団体	84.4%

2) アンケート調査結果

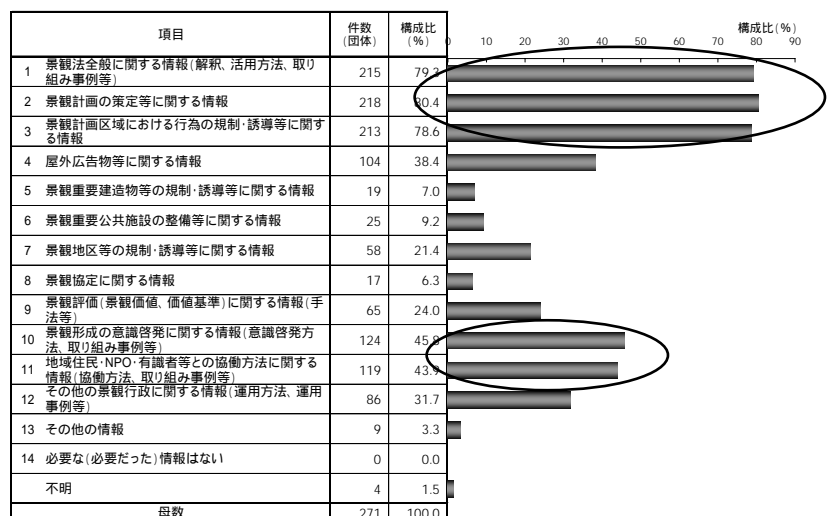
(1) 必要な情報

景観形成を推進する上で必要な情報は、「景観計画の策定等に関する情報」「景観法全般に関する情報」「景観計画区域における行為の規制・誘導等に関する情報」が多い。

また、「景観形成の意識啓発に関する情報」「地域住民・NPO・有識者等との協働方法に関する情報」など、ソフト面の情報も比較的多い。

設問2 景観形成を推進する上で、必要な（必要だった）情報（5つまで）

図表 - 2 必要な情報

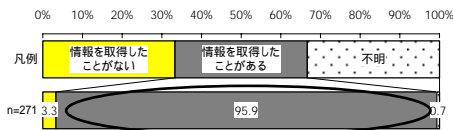


(2) 情報の取得先と取得方法

ほとんどの団体が景観形成を推進する上で情報を取得している。
 情報を取得したことのある団体のうち、最初に情報を取得した方法は「国、都道府県、市区町村などへの問い合わせ等による情報取得」が最も多く、次いで「インターネットによる情報取得」である。

設問3(1) 情報の取得の有無

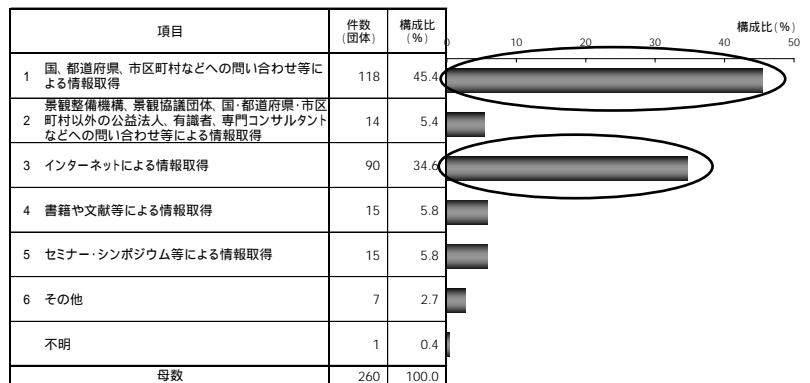
図表 - 3 情報取得の有無



設問3(2) 最初に情報を取得した方法

(情報を取得したことがある団体のみ)

図表 - 4 情報取得の方法

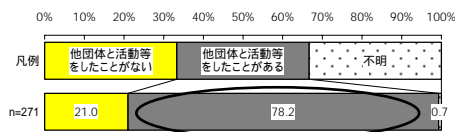


(3) 他団体と行った活動

景観形成を推進する上で他団体と活動等を行ったことのある団体は8割弱である。
 他団体と活動を行ったことのある団体のうち、都道府県では市区町村との活動が最も多く、政令指定都市・中核市及び市区町村では都道府県との活動が最も多い。

設問4 他団体との活動の有無

図表 - 5 活動の有無



設問4(2) 活動団体(活動したことがある団体のみ)

図表 - 6 地方公共団体分類別活動団体

	活動をしたことのある団体												
	母数	国	地方整備局	都道府県	市区町村	景観整備機構	景観協議団体	その他の公益法人	有識者	専門コンサルタント	民間企業	市民団体・NPO等	その他の団体
全体	212	59	79	158	133	5	46	40	70	44	12	63	13
	100.0	27.8	37.3	74.5	62.7	2.4	21.7	18.9	33.0	20.8	5.7	29.7	6.1
地方公共団体分類別	171	50	70	128	109	4	40	32	59	36	10	53	10
	100.0	29.2	40.9	74.9	63.7	2.3	23.4	18.7	34.5	21.1	5.8	31.0	5.8
都道府県	40	17	22	27	34	3	17	7	18	4	1	14	1
	100.0	42.5	55.0	67.5	85.0	7.5	42.5	17.5	45.0	10.0	2.5	35.0	2.5
政令指定都市・中核市	33	11	18	26	19	-	11	8	13	10	3	13	5
	100.0	33.3	54.5	78.8	57.6	-	33.3	24.2	39.4	30.3	9.1	39.4	15.2
市区町村	98	22	30	77	56	1	12	17	28	22	6	26	4
	100.0	22.4	30.6	78.6	57.1	1.0	12.2	17.3	28.6	22.4	6.1	26.5	4.1
非景観行政団体	41	9	9	30	24	1	6	8	11	8	2	10	3
	100.0	22.0	22.0	73.2	58.5	2.4	14.6	19.5	26.8	19.5	4.9	24.4	7.3

上段: 件数(団体)、下段: 構成比(%)

地方公共団体分類別上位1位の項目

(4) 他団体との協力関係

今後、景観形成を推進する上で、他団体と相互扶助等の協力連携を図りたいと考えている団体は9割を超える。

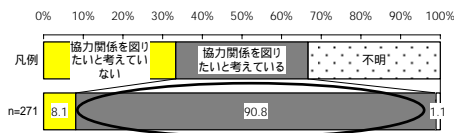
他団体と協力連携を図りたいと考えている団体のうち、その相手先をみると、都道府県及び政令指定都市・中核市では市区町村が最も多く、市区町村では都道府県が最も多い。

他団体と協力連携を図りたいと考えている団体のうち、活動内容をみると、「情報取得」「情報交換」が多い。

活動をしたことのある団体と今後協力連携を図りたいと考えている団体の割合を比べると、「国」及び「市民団体・NPO等」においてはその差が大きく、協力連携を図りたいという潜在的志向が強いものと考えられる。

設問5 他団体との相互扶助等の協力関係の意向の有無

図表 - 7 協力関係の意向の有無



設問5 (2) 活動先 (活動の意向があるある団体のみ)

図表 - 8 地方公共団体分類別協力関係の意向先

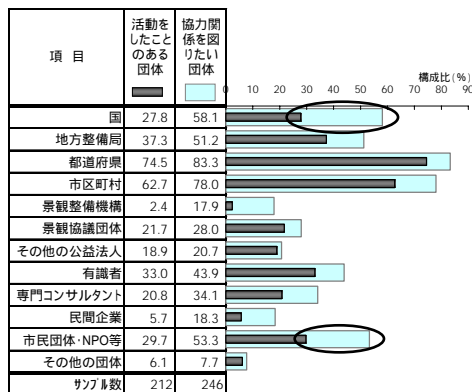
地方公共団体分類別	協力関係を図りたい団体												
	母数	国	地方整備局	都道府県	市区町村	景観整備機構	景観協議団体	その他の公益法人	有識者	専門コンサルタント	民間企業	市民団体・NPO等	その他の団体
全体	246	143	126	205	192	44	69	51	108	84	45	131	19
	100.0	58.1	51.2	83.3	78.0	17.9	28.0	20.7	43.9	34.1	18.3	53.3	7.7
景観行政団体	193	115	103	154	147	35	54	39	86	63	38	105	13
	100.0	59.6	53.4	79.8	76.2	18.1	28.0	20.2	44.6	32.6	19.7	54.4	6.7
都道府県	39	25	25	31	34	7	16	13	22	15	9	25	2
	100.0	64.1	64.1	79.4	87.2	17.9	41.0	33.3	56.4	38.5	23.1	64.1	5.1
政令指定都市・中核市	36	25	21	24	28	11	14	8	17	12	6	19	3
	100.0	69.4	58.3	66.7	77.8	30.6	38.9	22.2	47.2	33.3	16.7	52.8	8.3
市区町村	118	65	57	99	85	17	24	18	47	36	23	61	8
	100.0	55.1	48.3	83.9	72.0	14.4	20.3	15.3	39.8	30.5	19.5	51.7	6.8
非景観行政団体	53	28	23	51	45	9	15	12	22	21	7	26	6
	100.0	52.8	43.4	96.2	84.9	17.0	28.3	22.6	41.5	39.6	13.2	49.1	11.3

地方公共団体分類別上位1位の項目

上段: 件数(団体), 下段: 構成比(%)

「設問4-(2) 活動をしたことのある団体」×「設問5-(2) 協力関係を図りたい団体」

図表 - 9 活動団体別協力関係の意向先

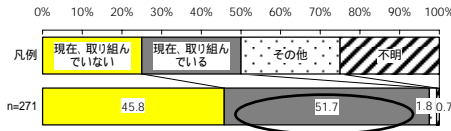


(5) インターネットを活用した情報共有・交換

景観形成を推進する上で、インターネットを活用した情報共有・交換に取り組んでいる団体は、およそ5割である。

設問6 インターネットを活用した情報共有・交換の有無

図表 - 10 インターネットによる情報共有の有無



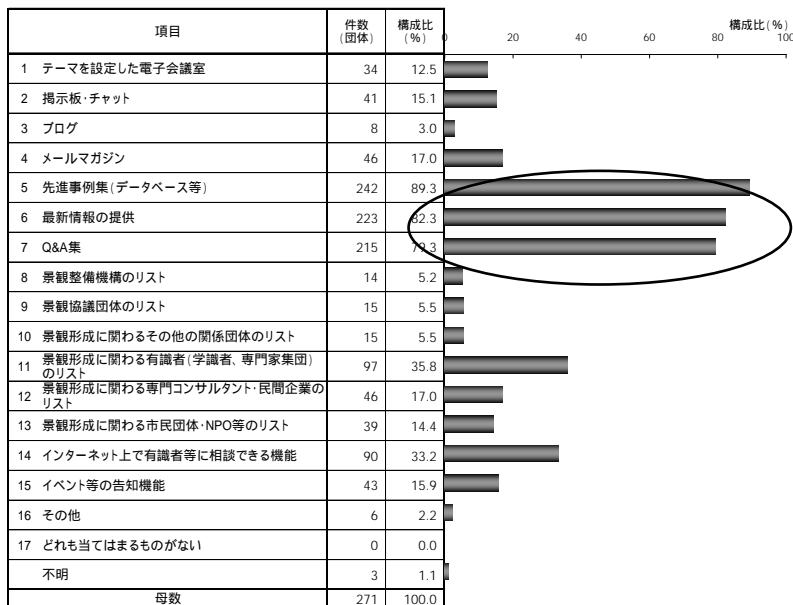
(6) 情報共有・交換におけるインターネット上での必要な機能

景観形成を推進する上で、情報共有・交換におけるインターネット上での必要な機能は、「先進事例集」が9割弱で最も多く、「最新情報の提供」が8割強、「Q & A集」が8割弱である。

設問7 インターネット上において情報共有・交換を図るにあたり、必要と考える機能

(5つまで)

図表 - 11 必要な機能



(2) 地方公共団体へのヒアリング(その1)

都道府県としての取り組み

/ 京都府 土木建築部都市計画課計画係

ヒアリング結果のポイント

京都府では景観行政の取り組みとして、主に「管内市町村の景観形成への取り組みに対する支援」「府民、事業者の景観形成に対する意識啓発や自立的な取り組みに対する支援」「広域的な景観形成の推進」を行っている。

「近畿都市美協議会」に参加し、情報交換や自主研究等を実施している。

情報の取得に関しては、インターネットを活用し、他団体の景観計画や景観条例を収集している。景観計画や景観条例の情報については、計画内容だけでなく検討過程や課題解決方法などの情報も必要だと感じている。

また、参考としているのは市区町村よりも、都道府県としての取り組みが中心である。

【景観行政の取り組み】

京都府としての取り組み

平成 17 年「京の景観形成推進プラン」を策定、市町村への支援などを行っている。

多くの市町村が景観行政団体となり主体的に景観施策を進めることができるような支援と、府民及び事業者等による主体的かつ自律的取組が促進されるような意識啓発や支援活動が中心。

また、広域的な景観形成を推進すべく、現在 3 地域をモデル地域として掲げており、今後景観法に基づく景観計画策定に取り組んでいく予定。

平成 19 年 4 月 1 日には「京都府景観条例」を施行。

「京の景観形成推進プラン」 施策の基本方向

(3) 5つの取り組み(施策の基本方向)

良好な景観形成に当たっての各主体の役割分担と3つの視点(景観形成に当たっての基本的視点)を踏まえ、次の5つの施策の基本方向のもと、良好な京の景観形成を推進します。

①広域的及び特徴的景観形成の推進

- ・広域的景観形成を進めるため、モデル地域において関係市町村や府民等との連携により景観計画の策定に向けた取り組みを推進します。
- ・府民の生活や生業、風土により形成されてきた文化的景観地や歴史的な景観資源など、府の特徴を形作る景観を守り育てるため、景観計画の策定や重要文化的景観等の選定の取り組みを推進します。
- ・連続的公共空間として景観上重要な要素となる道路、河川等の公共事業の実施に当たっては、市町村や住民等による景観まちづくり活動との協働により、自然環境や景観などの地域特性に応じた整備を行います。

②府民意識の醸成と啓発

- ・府民一人ひとり、あるいは事業者が景観に対して関心を持ち、景観の公共性や景観まちづくりの意義や必要性を理解した上で、自律的な取り組みが推進され蓄積されるよう、また、意識の醸成とともに価値観の共有が図られるよう、プロセスを重視した意識啓発活動を実施します。

③参加と協働による景観まちづくりの促進

- ・府民やNPO団体等の自律的、継続的取組や意識啓発を促すため、参加・協働型事業を推進します。
- ・景観形成に関する自主的な取り組みを実施する意欲ある組織と協働、連携した取り組みを推進します。

④景観まちづくりの担い手支援

- ・自律的かつ継続的に地域の特性に応じた特色ある景観形成が促進されるよう、府民等が行う景観まちづくり活動に対して支援します。
- ・景観まちづくりの主体である市町村による景観計画の策定や、景観に関する条例の制定、あるいは、地域の景観に関する取組に対し、支援します。

⑤総合的推進体制の確立

- ・府域の良好な景観形成の推進に当たり、府、市町村、府民、NPO、事業者等が、参加し、連携・協働し、府民運動として展開していく体制や仕組みを整えます。

京都府ホームページより

<<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/a-plan.html>>

【情報の取得に関する現状、課題】

インターネットを活用した情報取得

インターネットを活用して、他の地方公共団体の基本計画や条例を検索。

他の都道府県レベルの条例や計画を参考。

どの地域でどのような取り組みをしているのかが分からない。他の地方公共団体の基本計画や条例を参考にするため、一覧になっていてリンクが貼られているサイトがあれば良い。

計画や条例だけではなく、検討過程や課題解決方法などの情報もインターネットで取得できれば良い。

シンポジウムやセミナーでの有識者等の考えは参考になった。景観に関する書籍や論文などのリストがあれば良い。

【他団体との活動に関する現状、課題】

有識者やNPO、地域住民等との活動

「京の景観形成推進プラン」の検討会議には、大学の先生やまちづくり関係のNPOに参加いただいた。委員選定に当たっては、分野ごとに数名の候補者をピックアップし、経験や専門分野等を考慮し選定。

景観フォーラムではNPO同士の横の繋がり的重要性についての意見があった。NPOや地域住民、さらには、行政も含めた情報交換の場を検討していきたい。

既存の連携組織への参画

近畿都市美協議会に参加している。

近畿都市美協議会では、情報交換やワーキンググループによる自主研究等を行っている。また、国交省による説明会の開催や協議会内市町村の先進活動の報告会などを行っている。

< 近畿都市美協議会 >

都市景観行政に積極的に取り組んでいる市町村で構成され、近畿地方整備局、各府県及び政令指定都市が協会員として参加し、良好な景観形成を推進することを目的とした協議会。近畿地方整備局ホームページに協議会開催の記録を掲載。

<http://www.kkr.ml.it.go.jp/kensei/keikanhou/index.html>

(3) 地方公共団体へのヒアリング(その2)

政令指定都市としての取り組み

/ 神戸市 都市計画総局計画部地域支援室景観係

ヒアリング結果のポイント

平成 18 年に「神戸市景観計画」を策定した。現在の景観計画区域は一部の地域のみであるため、今後は市内全域を景観計画区域にする予定である

地域で景観まちづくりに取り組んでいる団体に、専門家派遣などの支援をしている

「都市景観形成推進協議会」に加盟し、勉強会や研究会等に参加している

インターネットを活用し、他の地方公共団体の景観形成に関する取り組み状況などを調べている

また、神戸市ホームページでは、景観行政の資料やパンフレットなどを公開している

【景観行政の取り組み】

景観行政の取り組みについて

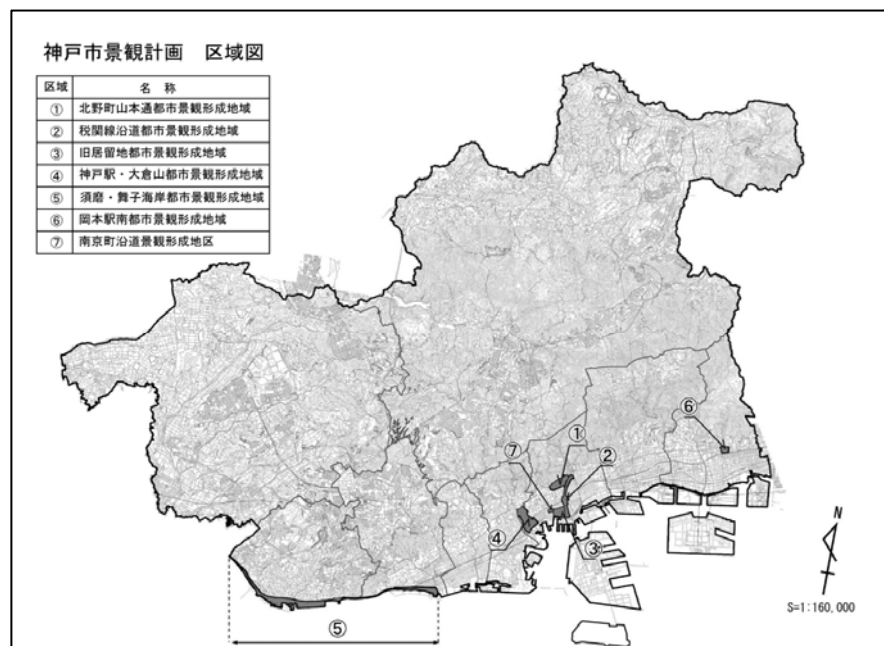
昭和 53 年に「神戸市都市景観条例」を制定。

平成 18 年に「神戸市景観計画」を策定。

神戸市の景観計画区域は、既に方針や景観誘導基準等を制定している区域のみを対象としている。将来的には市内全域を景観計画区域にする予定。

神戸市都市景観条例と景観法のすり合わせに苦勞した。

「神戸市景観計画」 景観計画区域図



神戸市ホームページより

< <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/33/33/keikan/pdf/kobekeikankeikaku.pdf> >

【情報の取得に関する現状、課題】

情報の取得について

国主催の勉強会や「都市景観形成推進協議会」などに参加し情報を取得している。
他の地方公共団体の取り組み状況などはホームページで調べている。

【情報の公開に関する現状、課題】

情報の公開について

神戸市のホームページなどで、審議会の資料や議事録、景観計画のパンフレット、各地区の規制などを公開している。

【他団体との活動に関する現状、課題】

有識者や NPO、地域住民等との活動

神戸市都市景観条例に基づいて地域で景観まちづくりに取り組んでいる団体を、景観形成市民団体に認定し、専門家の派遣や活動助成などの支援をしている。

既存の連携組織への参画

政令指定都市を構成しているメンバーと各都市の都市景観形成推進協議会に参加している。

協議会では、課題などをテーマとして、勉強会や研究会等を実施している。

研究会等以外でも、メール等の活用で情報交換を行うなど、協議会会員間のネットワークが広がっている。

協議会での活動成果等は、開催事務局が参加団体の持ち回りであることなどにより、発表する場や公開する場が整備されていない。

(4) 地方公共団体へのヒアリング(その3)

時代とともに変化する他団体との協力連携方法

/ 横須賀市 都市部景観推進課

ヒアリング結果のポイント

平成2年に「横須賀市都市景観整備基本計画」を策定、平成12年からは「色彩についての要綱」を運用している。

平成16年に「横須賀市景観条例」を制定、平成18年に「横須賀市景観計画」を制定した。神奈川県内の地方公共団体や協議会などと様々な活動を行っている。

情報収集方法は、インターネット環境が整備される以前は「地方公共団体条例集」「文書での資料提供依頼」「電話ヒアリング」などであったが、現在では主にインターネットを活用している。

他の地方公共団体の景観づくりの取り組み実績を参考に、インセンティブ制度などを検討した。

【景観行政の取り組み】

景観行政の取り組みについて

平成2年に「横須賀市都市景観整備基本計画」を策定した。

平成12年から「色彩についての要綱」を運用し、市民の景観に対する意識が芽生えてきたため、平成16年に「横須賀市景観条例」を制定した。

平成18年に「横須賀市景観計画」を制定した。

「横須賀市景観計画」 中央公園眺望景観保全区域図



【情報の取得に関する現状、課題】

情報取得の方法について

景観条例や要綱などの策定当時は、「他の地方公共団体の条例集」「文書での資料提供の依頼」「電話でのヒアリング」などで情報を取得した。現在はインターネットでの情報取得や他の地方公共団体への視察等も行っている。

他の地方公共団体の景観づくりの取り組み実績を参考に、インセンティブ制度などを検討している。

【他団体との活動に関する現状、課題】

他の地方公共団体との活動

神奈川県内の地方公共団体と様々な活動を行っている。

神奈川県では電子会議室を実験的に立ち上げている。また、県主催の勉強会、県内景観行政団体会議などを開催している。

【具体的な活動例】

よこすか都市景観協議会が主催する市制100周年記念フォーラムで東京湾岸の市長、や副市長が集まった「かながわ東京湾景観会議」を開催した。

横浜市へ職員が出向

数年前は、横浜市、鎌倉市、横須賀市の連絡会議を行っていた。



(5)地方公共団体へのヒアリング(その4)

都市規模が類似した他団体との協力連携

/ 水戸市 都市計画部都市計画課景観係

ヒアリング結果のポイント

景観行政の取り組みとしては、「都市景観基本計画」を平成20年度に策定する予定。
情報の取得に関しては、インターネットを活用して他団体の景観計画や景観条例を収集している。

参考とする他団体の取り組みは、水戸市と類似している「人口規模」や「城下町」などの団体が中心である。

今後は、「住民参加のやり方」「ワークショップの方法」「専門分野ごとの専門家リスト」などの情報が必要だと感じている。

【景観行政の取り組み】

景観行政の取り組みについて

平成3年度に「水戸市都市景観基本計画」を策定し、平成4年度に「水戸市都市景観条例」を施行。

平成14年度には備前堀沿道地区を「都市景観重点地区」に指定した。地元の景観推進団体を「都市景観市民団体」に、同団体の協定を「都市景観市民協定」に認定。

平成18年7月1日に景観行政団体に移行。

景観法に基づく都市景観基本計画を平成20年度に策定予定。

備前堀沿道地区



景観行政団体になるまでの経過

年 月	経 過
H18. 1. 13.	水戸市景観計画検討委員会を設置
2. 1	第1回水戸市景観計画検討委員会
4. 12	第2回水戸市景観計画検討委員会
4. 17	政策会議
4. 25	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく協議書の市長決裁
4. 28	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく協議書を県に提出
5. 12	景観法7条第1項ただし書の規定に基づく県知事の同意
5. 23	景観行政団体となる告示(2週間)
7. 1	景観行政団体に移行

【情報の取得に関する現状、課題】

インターネットを活用した情報取得

情報取得には、インターネットを活用することが多い。

インターネットで他の地方公共団体の計画や条例を収集した。水戸市と人口規模が類似している地方公共団体や、水戸市と同じ城下町のある地方公共団体の条例や計画を参考にした。

インターネット以外の情報取得

茨城県が策定している「景観まちづくりの手引き」(景観計画策定マニュアル)を参考に景観計画策定に取り組んでいる。

茨城県に電話で問合せをすることがある。

景観計画の策定には住民参加をキーワードとしているので、「住民参加のやり方」や「ワークショップの方法」などの情報が欲しい。

業務の進め方などを相談できる専門分野ごとの専門家リストが欲しい。

【他団体との活動に関する現状、課題】

他の地方公共団体との活動の現状

他の市区町村と、勉強会や研究会、情報交換などの活動はあまり行っていない。

国や地方整備局主催のセミナーや勉強会に参加したことがある。

「茨城県都市計画協会」の主催する研修や視察に参加している。

(6) 地方公共団体へのヒアリング(その5)

景観行政団体に向けての他団体との協力連携

/ 松戸市 都市整備本部企画管理室

ヒアリング結果のポイント

「松戸市景観形成検討委員会」を設置し、景観基本計画の内容を検討している。平成 20 年度中に景観基本計画を策定する予定である。

関東都市美協議会に参加している。

インターネットで他団体の景観行政の状況を検索しており、参考にしたい他団体の取り組みについては、訪問ヒアリングによる情報収集を行っている。

【景観行政の取り組み】

景観行政の取り組み

平成 17 年 11 月「松戸市景観形成検討委員会」を設置し、景観基本計画の内容を検討している。

< 松戸市景観形成検討委員会 >
委員会メンバーは、学識有識者 5 名、関係者(商工会議所等)5 名、市民委員 5 名の 15 名。平成 18 年度までに基本方針と基本理念をまとめた。平成 19 年度は景観基本計画の内容を検討する予定。

「松戸市景観形成検討委員会」と並行して、庁内関係課長クラスでの準備会を設置し、委員会での検討結果を準備会で検討し、検討結果を委員会にフィードバックしている。

「松戸市景観形成検討委員会」で取りまとめた景観基本計画を平成 19 年度末に市長に提言し、この景観基本計画を基に松戸市の景観基本計画を策定する予定。

【情報の取得に関する現状、課題】

情報取得の方法について

インターネットを活用し、他の地方公共団体の状況を確認し、訪問ヒアリングを実施している。

松戸市と都市構造が類似している住宅都市が、どのように景観行政に取り組んでいるのかをポイントにしている

東京近郊のベッタウンである柏市や我孫子市、市川市など。

【他団体との活動に関する現状、課題】

既存の連携組織への参画

関東都市美協議会に参加している。

< 関東都市美協議会 >

毎年、参加団体の持ち回りで事務局を行っている。

71 団体が参加しており、年 1 回、イベントを開催している。

市民団体との活動

松戸市では、様々な分野において市民活動が活発。まちづくりの分野においても市民団体とうまく連携を図っている。

【具体的な活動例】

市民団体と共同でイベントを開催

市民団体のイベントに参加

市のイベントに市民団体が参加

松戸市内に、まちづくりに関する市民団体の交流の場「松戸まちづくり交流室 テント小屋」があり、数多くの団体がテント小屋に登録している。団体相互のネットワークが広がっている。

松戸まちづくり交流室 テント小屋



(7)有識者へのヒアリング(その1)

関係団体の現状整理と既存サイトの活用

/ 芝浦工業大学教授 篠崎道彦氏

協力連携を行うポイント

景観形成に関わる関係団体ごとに、景観形成への取り組みに対する要望や課題を整理し、その解決策を探ることが必要である。解決策を探るキーワードは「協力連携」である。

インターネットを活用した情報の提供については、まず、情報を取得する側が必要だと感じている情報や機能を整理することが重要である。また、情報の品揃えを良くすることも重要である。

インターネットを活用して情報を提供する場合、まずはインターネット上で公開されている既存の情報を整理し、まだ公開されていない情報を提供することが大事である。すでに公開されている情報は、そのサイトを紹介する(リンク)などして、情報が公開されていることを提供すべきである。

【関係者の協力連携による景観形成推進についての知見】

関係団体の現状、課題を整理し、解決策を探ることが必要

協力連携の推進が景観形成の推進につながるのではなく、景観形成の推進のために協力連携を図ることが効果的であるという整理が必要である。

【NPOの現状と課題】

NPO等の現場で活動をしている団体の場合、「景観」だけで活動している団体は少なく、「まちづくり」の活動をしている中で「景観」についても活動しているのが現状である。「まちづくり」の活動の中での協力連携を整理し、「景観」に広げていく必要がある。

活動をする上で具体的に困ったこと、困っていることなどの要望や課題を整理し、その解決策を探る。

【地方公共団体の現状と課題】

地方公共団体の場合、景観法に基づく景観計画を作成したいと思っても、そのやり方がわからず、戸惑っているケースもある。雑誌や文献に載っている先進事例は、ある程度条件が整っているところが多いがまだ蓄積は少ない。また、メディアでは一部の先進事例が高い頻度で紹介される傾向にあるので、他の情報や事例にもアクセスしやすい仕組みをつくる必要がある。

景観法活用の段階ごとに、どのような情報が必要なのか、入手可能かなどの要望や課題を整理し、その解決策を探る必要がある。

要望や課題を整理し、解決に至るプロセスの中で「協力連携」というキーワードが出てくる。

【インターネットを活用した情報共有についての知見】

提供する情報を整理することが必要

インターネットでは、情報の品揃えが良くなければ閲覧されない。

地方公共団体が必要とする情報は、景観行政のレベルによって異なる。つまり、景観法を活用するために必要な情報と、景観行政を具体的に運用するために必要な情報は異なる。

必要な機能

他団体のホームページをうまく活用することが大事である。必要な機能のうち、NPOなどの他団体で先行して実施しているサイトがある場合は、そのサイトを紹介する形をとり、他で集まらない情報(例えば地方公共団体からの情報など)や機能を提供する。

気楽に役立つ情報を求めてインターネットを活用する場合が多い。必要な機能や情報を整理した上で、優先順位をつけて、できるところから取り組むべきである。

【具体案1】

「質問のやりとりなどをログに残すシステム」

ニーズのありそうな機能ではあるが、それは計画策定プロセスの断片でしかすぎない。

断片をうまくつなぎ合わせることができれば非常によい情報になるが、情報取得側が断片をつなぎ合わせることは難しい。

【具体案2】

「事例集と質問機能を一緒にしたシステム」

事例集を見て疑問点ができれば、すぐに質問できるシステムになる。

また、「質問の内容ごとに問合せ先やリンク先が記載しているシステム」であれば、不明な点についてすぐに問合せすることができる。このシステムだけでも価値がある。

(8)有識者へのヒアリング(その2)

景観形成に関わる様々な団体の連携

/ 京都大学教授 門内輝行氏

連携を行うポイント

「景観」は様々な要素の連携によって成り立っている。そのため、景観保全に関わる人たちは、相互に連携をせざるを得ないはずである。

景観形成の推進にあたっては、「地方公共団体内部での各分野間の連携」を図ることが大事である。また、「景観形成に関わる地域との連携」を図ることも大事である。

景観形成の推進に関する連携にあたっては、コミュニケーションを図ることが大事である。インターネットの活用を考える場合でも、web2.0のような、相互にコミュニケーションを図る機能を考えることが大事である。

【景観形成推進における関係者の協力連携についての知見】

景観形成に関わる様々な団体の連携が必要

そもそも景観は、様々な要素の連携によって成り立っている。つまり、景観保全に関わる人たちは、連携せざるを得ない。

地方公共団体内部での関係部局間の連携が大事。

景観行政の出発点は、出来上がった形のコントロール(デザイン規制や高さ規制など)。さらなる景観行政の推進には、新たに景観を生み出す原因をコントロールするシステムを考えなければならない。新たに景観を生み出すシステムを考えると、交通や地場産業、森林保全など、様々な分野が関わってくる。

地域の連携も大事。

文化的景観などの自然景観に取り組む際の最大の問題は、その地域に人が住んでいないこと。担い手・後継者がいない。既に実施しているところもあるが、都市・農村間の連携が必要となってくる。

【地方公共団体における景観行政の課題】

地方公共団体は数年で人事異動があるため、景観行政のプロフェッショナルが育たない。プロフェッショナルを行政の中で育てていくことが大事。

また、各市区町村のプロフェッショナル同士を相互にリンクさせる仕組みが必要。相互連携することで知恵を得る事により、景観づくりをしていく人材が育成される。

【都道府県における連携のあり方、役割】

市区町村との連携が重要。

都道府県と市区町村の景観行政団体とが連携しなければ、景観行政に穴が空いてしまう可能性がある。

景観行政があまり進んでいない市区町村を支援。

景観法では、市区町村のやる気次第で地域の景観行政に差が生じる。

広域的な視点での取り組みを関係する市町村と連携して行うことが必要。

【市区町村における連携のあり方、役割】

国や県と積極的に連携すべきである。

先進都市は、景観の保全・再生・創造のために集めた情報を積極的に発信すべきである。

【有識者の役割】

NPOに対するアドバイスを始め、NPO同士の交流、地方公共団体やNPOの協力連携を促進させる役割がある。

【インターネットを活用した情報共有についての知見】

コミュニケーションを図る場が必要

インターネットはあくまでも補助手段にすぎないが、効果は大きい。

インターネットでの情報共有といえども、人と人のコミュニケーションが必要である。

インターネットを活用するなら web2.0 ぐらいのやり方で、相互にコミュニケーションを図る必要がある。

検討過程などの内部資料は担当者が変わると倉庫に入ってしまう。

良い知恵は公開されずに埋もれてしまうことが課題。

積極的に情報を発信することが必要である。情報を発信すれば情報が集まってくる。積極的に情報を発信できる場を提供することが、国土交通省の役割でもある。情報発信することのおもしろさを啓発していく施策があってもよいと思う。

(9) 有識者へのヒアリング（その3）

■ 地方公共団体の景観形成に関わる国との連携

／国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 大野崇氏

連携を行うポイント

- 国道を景観重要公共施設として位置づける際に、国道に関する要件や条件について情報提供等が行われることは実現性の面から有効
- ただし、国が情報提供やアドバイスをしたからといって、景観重要公共施設である国道に関する方針に合意したこととならないことに留意が必要
- 今回、河川国道事務所が懇話会に効果的に参画できたのは、これまでの宇部市との連携実績が豊富で、懇話会における国道事務所の立場を、宇部市が良く理解していたからである

【地方公共団体の景観形成推進における国との連携】

① 宇部市景観計画策定懇話会による効果的な景観計画の策定

- 景観法に基づく「景観協議会」ではない懇話会。
 - 景観法に基づく「景観協議会」ではない懇話会は、有識者である学識者、専門家、国・県の関係者が懇話という形で、宇部市の景観計画に対してアドバイスすることが目的だった。
- 地域に関係する有識者の知見を得る。
 - 景観計画策定にあたって宇部市は、地域や事業と関係する有識者の持つ考えや情報などの知見を、景観計画に活かしたいと考えていた。

② 景観計画策定において懇話会の果たした役割・効果

- 各有識者の多様な知見に基づく活発な議論による要件・条件の明確化。
 - 懇話会では、各有識者の知見に基づく多様な意見や考えが活発に交わされ、その結果、事例研究等だけでは把握が難しい景観計画に関する様々な要件や条件が明らかになった。
- 広がりのあるアドバイスが提供された。
 - 懇話会では専門が異なる有識者が意見を交わすので、他の有識者の知見（特に宇部市特有の背景・歴史に関するもの）を得ることができ、広がりのあるアドバイスが提供できた。
これは、有識者としてヒアリングやインタビューに答えるよりも、懇話会のほうが効果的な点といえる。

③ 山口河川国道事務所が懇話会で担った役割

- 景観重要公共施設である国道に関する要件・条件の明確化。
 - ― 宇部市景観計画では、市内を走る国道（190号の一部）が景観重要公共施設として位置づけられており、国道を絡めた方針が検討され、設定された。
その際、景観形成上の国道に関する要件や条件についての情報提供等を行っており、それにより方針の実現性が比較的高まったと考えられる。

【地方公共団体との連携の課題】

④ 懇話会における国道事務所の位置づけの留意点

- 懇話会でのアドバイスは合意とはイコールではない。
 - ― 国道事務所が懇話会に入っていたからといって、景観重要公共施設に関する詳細全てに合意したわけではなく、また、その他の景観計画に内容について国道事務所の合意を得たということにはならない。景観計画は、地域のあり方を地域が定めるものなので、現在決定されている国の計画や方針に納まらない場合もあり、現時点では判断できない事項が多いからである。

⑤ 国道事務所と連携する上での地方公共団体に必要な認識

- 国道事務所からのアドバイスに対する宇部市の理解。
 - ― 今回、国道事務所が懇話会に効果的に参画できたのは、これまでの宇部市との連携実績が豊富で、前述のように国道事務所として景観計画の内容に承認や判断を示せない前提を、宇部市が良く理解していたからである。
それで、国道事務所として可能な限り豊富な情報、知見を提供できたのだと思う。
- 効果的な参画のあり方の設定が重要。
 - ― 今後、他の地方公共団体の景観計画策定等で国道事務所が協力・連携する場合も、その中で国道事務所ができること、できないことを明確にした上で、効果的参画のあり方を決めておくことが重要であると考えられる。

(10) NPOへのヒアリング(その4)

NPO 法人による景観整備機構の取り組み

/ NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会 (WILL)

取り組みのポイント

「NPO 法人茨城の暮らしと景観を考える会」は、行政でもなく、民間企業でもない、非営利の中間組織として、景観形成に関わる取り組みを展開している。

NPO 法人としては、唯一の景観整備機構(平成 19 年 3 月現在)に指定されている。

景観整備機構としては、県内の市町村に対して、「景観形成に対する啓発活動」などを展開している。また、行政のみならず広く一般市民に対しても、「景観シンポジウムの開催」などを通し、景観形成に対する認識を深めてもらっている。

NPO などの団体が活動する上で必要なことは、資金面だと感じている。地方公共団体は、NPO などに対して活動資金などを支援していく必要がある。

【取り組みの概要】

行政でもなく民間企業でもない中間組織

例えば、水戸のまちなかの商店街の人達が今後の活性化策などを相談する相手がいなくて困っている。そのような方々に対するアドバイザーとして、行政でもなく民間企業でもない非営利の中間組織が必要と考え、NPO 法人を設立した。

【具体的な取り組み例】

平成 16 年 1 月と 3 月に茨城県と共同で景観研究会を開催。
県の観光物産課と都市計画課に窓口をお願いし、庁内、並びに県内市町村に呼び掛けた。
県内の約 4 割の市町村が参加した。都市計画の担当部署からの参加が多かった。
これらを踏まえ、その後、県は市町村に配布する景観計画策定マニュアルを作り始めた。

NPO 法人としては最初に景観整備機構に指定

きっかけは、会のねらいと景観整備機構として期待される活動内容が一致したこと。
また、茨城県からの打診もあった。

景観整備機構になったメリットは、景観形成のパートナーとして、公式に県に認められている組織であるため、県内市町村とのやり取りがスムーズであること。

景観整備機構としての展望は、県内市町村に対して啓発活動を行い、まずは景観行政団体を増やすこと。

【具体的な取り組み例】

平成 18 年 3 月、シンポジウム「茨城の美しい景観づくり」を開催。

茨城県建築士会、茨城県建築士事務所協会と合同で開催した。

景観法を巡る動きについてのレクチャー、取り組み事例の紹介、パネルディスカッションなどを行った。

シンポジウムの活動報告 ~ 会報より ~

活動報告 (2006.1~2006.3)

■シンポジウム「茨城の美しい景観づくり〜景観緑三法を踏まえての私たちの行動〜」開催 (2006.3.1)

平成18年3月1日、W11L1はが下記団体主催のシンポジウム「茨城の美しい景観づくり〜景観緑三法を踏まえての私たちの行動〜」が、水戸市民会館大会議室で開催されました。雨天にもかかわらず、行政・民間・市民団体等の方々と合わせて約150名の参加があり、また、シンポジウム終了後も「内容が濃く、有意義だった」「事例紹介や現場の裏話を聞いて、とても良い刺激を受けた」など数多くの声が寄せられ、大好評でした。前半では、茨城県土木建築審判委員の伊藤氏より、昨今の景観法を巡る動きについて、スライドを使ったレクチャーがあり、続いて、行政サイド・民間サイドなど、各分野の専門家の方々より、それぞれの立場からの取り組み事例が紹介されました。後半では、W11L1副代表理事の小林氏(茨城大学助教授)のコーディネートにより、パネルディスカッションが行われ、「景観を活かしたまちづくり」について積極的な意見交換がなされるとともに、参加者からの質問も数多く寄せられました。W11L1では今後も引き続き、茨城の景観に関する研究会・勉強会などを企画してゆく予定です!

【日時等】 平成18年3月1日 17:30~20:00
 【場 所】 水戸市民会館 大会議室 (水戸市中央1丁目4番1号)
 【主 催】 W11L1、社団法人 茨城県建築士会、社団法人 茨城県建築士事務所協会
 【共 催】 社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部茨城地域会
 【協 賛】 財団法人 茨城県建築住宅センター【後 援】 茨城県、水戸市
 【プログラム】
 1. 主催者代表挨拶 岡 和伸氏 (茨城県建築士会会長・茨城県建築審判委員会会長)
 2. 会場案内と当日の動き 伊藤 隆雄氏 (茨城県土木部 都市計画課)
 3. 趣意説明 小林 久氏 (国立大学法人 茨城大学工学部助教授・W11L1副代表理事)
 4. パネルディスカッション「茨城の美しい景観づくり」コーディネーター: 小林 久氏
 司会: 直井氏 (茨城県都市整備局都市デザイン室) : 現場での取り組み
 太郎 元子氏 (水戸女性フォーラム会長) : 生活者の視点から
 井口 百合香氏 (NPO法人つくばアーバンボーディング理事) : つくばでの取り組み
 天 茂彦氏 (茨城建設事務所) : 建築家として、NPOとしての取り組み
 大木 敏弘氏 (水戸市都市計画課長) : 水戸市としての取り組み

景観を創るだけでなく、その暮らしを豊かにすることが大切 (岡和伸氏)

シンポジウムの記録をご希望の方は事務局までどうぞ

遠くとも関わらず、会報には活躍中! 後半では参加者からの質問も続出しました

遠くとも関わらず、会報には活躍中!

遠くとも関わらず、会報には活躍中!

遠くとも関わらず、会報には活躍中!

【NPO等の活動持続のポイント】

地方公共団体からの支援

NPOの活動に必要なのは、人材と資金。人材は活動を行う際に何とか集まるが、資金は難しい。NPOに対する助成金支援などが、もっと必要である。

庁内連携がうまくいく(つまり、行革が進んでいる)ところでは、景観行政も進んでいる。当会でも地方公共団体から景観について相談を受けアドバイスをするが、庁内調整がつかず途中で断念することが多い。地方公共団体の関係部局が横断的に対応できるかどうか大きな課題。

地域のまちづくり団体を育てる必要がある。また、地域のリーダーを発掘し育てる必要もある。

(11) NPOへのヒアリング(その5)

NPOが景観行政に参画する上でのメリット

/ 都市づくりNPOさいたま

NPOが景観行政に参画するポイント

「都市づくりNPOさいたま」は、行政と市民をつなぐ専門家集団として、都市づくり・まちづくり活動を展開している。

主な活動内容は、市民の自主的なまちづくり活動に対する専門的な立場での活動支援や都市づくり・まちづくりに関する情報の発信、地方公共団体との協働による委託調査などを実施している。

NPO等が景観行政に参画するためには、参画するNPO側に対するメリットが必要であると感じている。参画するメリットのひとつは、「活動資金の確保」である。

【取り組みの概要】

行政と市民をつなぐ、専門家集団

「21世紀の都市づくり・まちづくりは、従来の行政主導型都市計画から市民・企業・行政の協働による都市づくり・まちづくりに転換するとともに、各都市、各地域が競い合いつつ独自の取り組みを行っていくことや、自分たちのまちのことが重要」と考え、行政と市民の中間に立った都市づくり・まちづくりの専門家として、行政からも独立した主体的、非営利的な活動を行う団体として活動を展開。

さいたま市およびその周辺地域で、地域を支える人材の育成、交流を図るとともに、広く市民、企業、行政等との連携・協働のもとに、地域の都市づくり・まちづくりに主体的かつ継続的に関わっていくことを目指している。

都市づくりNPOさいたま パンフレット

そのまちに暮らす多様な人々の思いが反映されるまちづくり... つくだまは、そんなまちづくりをサポートします。

「つくだま」は「都市づくりNPOさいたま」の略称です

調査・研究
都市づくり・まちづくりに関する主体的な調査・研究なども、行政との協働による委託調査も実施しています。
主な事業：都市づくり・まちづくりに関する調査・研究、都市づくり・まちづくりに関する調査・研究、都市づくり・まちづくりに関する調査・研究

市民活動支援
市民の自主的なまちづくり活動に対して、専門的な立場から助言したり、行政や行政との協働の場を設けたりするなど、活動支援を行っています。
主な事業：市民活動の支援、市民活動の支援、市民活動の支援

コーディネイト・ファシリテート
都市づくり・まちづくりを推進するためのワークショップなどの企画・実施や、各種調査や講座への講師派遣を行っています。
主な事業：ワークショップの企画・実施、ワークショップの企画・実施

普及・人材育成
市民生活の向上やまちづくりの推進に貢献しています。
主な事業：市民生活の向上やまちづくりの推進に貢献しています

情報発信
都市づくり・まちづくりに関するメールニュースや雑誌、様々な交流の企画、運営しています。
主な事業：メールニュースの発行、雑誌の発行

その他
都市づくり・まちづくりに関する様々な事業の企画・実施を行っています。
主な事業：都市づくり・まちづくりに関する様々な事業の企画・実施

会員の種別	年会費
正会員	10,000円/年度(10月～9月)
賛助会員	5,000円/口・年度を1口以上

入会をご希望の方は事務局までご連絡下さい

【具体的な取り組み例】

「上尾都市計画地区計画策定に関わる運営支援」

上尾市からの依頼により、まちづくり活動を行っている学生のNPO（任意団体）と協働で、地区計画策定の運営支援を行った。
上尾市におけるNPO法人への業務委託の初事例。

【NPOが景観行政に参画するためのポイント】

景観分野におけるNPOの活動の実態

NPO等の市民団体は、都市現象に伴って活動を行っている場合が多い。
景観の形成のために活動を行っているというよりも、活動の中で景観がリンクされる。

NPOが参画するためのメリット

参画することによるメリットがNPO側に感じられないと、参画しない。
メリットのひとつは資金面である。地方公共団体からの委託事業であれば、活動資金を担保できるため、参画できる。

【地方公共団体の協力連携のあり方についての知見】

地方公共団体の連携のあり方

地方公共団体が施策を策定しても、運用するモチベーションがないと動かない。モチベーションを高めることが必要である。モチベーションを高める方法としては、市民やNPO団体からの突き上げや首長の方針、担当者の熱意などが考えられる。

地方公共団体が必要としていることは「やり方」ではなく「課題解決のプロセス」だ
と思う。先進的な地方公共団体が具体的な個々の問題を解決するときに、どのような団体とどのような連携を図ったのか、ということが参考になる。

(12) NPOへのヒアリング(その6)

地域住民が中心となった景観形成への取り組み

/ NPO法人都心界隈まちづくりネット

取り組みのポイント

平成7年、姉小路界隈でのマンション建設問題を契機に、地域住民を中心に学習会を連続的に開催。まちを再発見し、皆が納得できるまちの将来像を探ることの必要性を確認し、「姉小路界隈を考える会」(任意団体)を設立した。

「姉小路界隈を考える会」の取り組みのひとつとしては、平成12年にまちづくりの基本方針(「姉小路界隈町式目(平成版)」)を定めた。この基本方針をもとに、姉小路界隈で2つの建築協定が締結された。

「NPO法人都心界隈まちづくりネット」は、平成15年に住民と地元企業と行政の協働を図るために、「姉小路界隈を考える会」を中心として設立したNPO団体である。

住民団体やNPO団体が活動するにあたって、最も大事な時期は「活動の初動期」であると感じている。活動が芽生えた時に、資金面や専門家アドバイスなどの支援策が必要である。

【取り組みの概要】

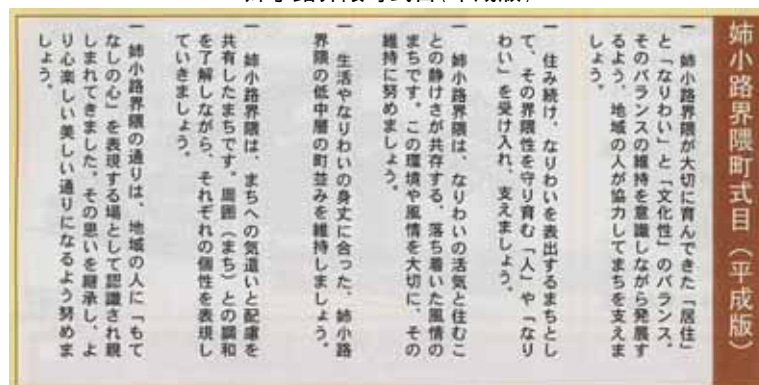
活動のきっかけ ～「姉小路界隈を考える会」～

平成7年6月、高層分譲マンション計画を契機に、地域住民を中心に学習会を連続的に開催。

平成7年10月、まちを再発見し、皆が納得できるまちの将来像を探ることの必要性を確認し、「姉小路界隈を考える会」(任意団体)を設立。

「住みよい、安心して暮らせる環境づくり」の具体化に向けた勉強会を開催し、平成12年4月、「姉小路界隈町式目(平成版)」を策定。これをまちづくりの基本方針とし、平成13年1月、建築協定締結に向けた活動を開始。平成14年7月、姉小路界隈地区・松長町地区建築協定締結。

姉小路界隈町式目(平成版)



平成 15 年 1 月、住民と地元企業と行政の協働を図るために、「姉小路界隈を考える会」を中心に都心の 3 団体が集まり、「NPO 法人都心界隈まちづくりネット」を設立。

「界隈に住む人及び界隈で生業を営む人の総意に基づいたまちづくりの実現を目的に、まちの人一人ひとりの思いを抽出し、合意を導き出すための企画や調整、また行政との連携のもと、その実現に至る仕組みづくり」のための事業を展開。

さらに、「地域の現状やまちづくりの取組の情報を随時発信することにより、地域に

おける情報の共有を図ると共に、京都における住民主体のまちづくりの発展に寄与する」ことを目的に活動を展開。

都心界隈まちづくりネット パンフレット



【具体的な取り組み例】
 「平成 16 年度全国都市再生モデル調査」
 市民合意型の新たな景観ルールづくりを目指した 3 回連続の「景観講座」及びバーチャルリアリティ手法を活用した「景観シミュレーション」を実施。

【NPO 等の活動持続のポイント】

地方公共団体からの支援

住民活動やNPO等にとって一番大事なのは初動期。
 活動が芽生えた時に、資金面や専門家アドバイスなどの支援策が必要。

(13) 事業者の景観形成に対する取組事例

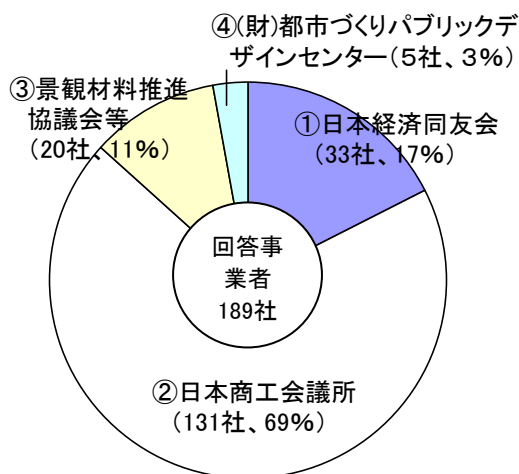
事業者アンケートの結果

事業者の景観形成にかかわる取組状況を収集するためにアンケート調査を実施した。以下にアンケート調査の概要とその結果を示す。

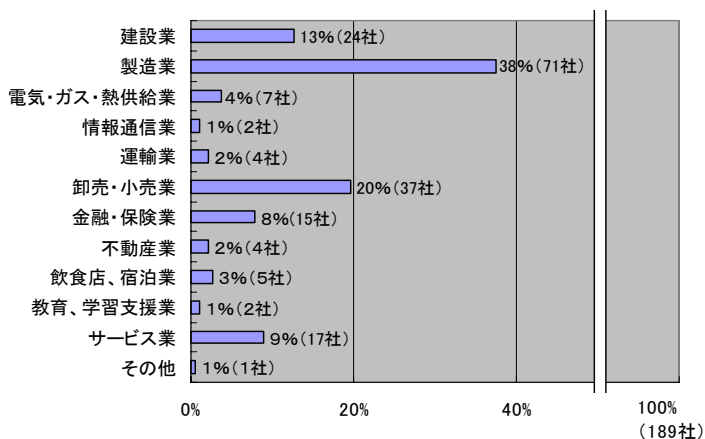
1) アンケート配布・回収状況

- 以下の団体等にアンケート票を配布(約 2000 社)し、189 社から回答を得た(H19. 3. 17)。
 - 全国を取組状況を幅広く把握
 - ① 日本経済同友会の地域支部 (45 団体、約 400 社)
 - ② 日本商工会議所の (520 団体、約 1500 社)
 - 景観形成に関する先進的な取組を把握 (景観関連団体の関連企業)
 - ③ 景観材料推進協議会、(社)日本建材・住宅設備産業協会の会員 (93 社)
 - ④ (財)都市づくりパブリックデザインセンターの会員 (30 社)

図表 II-1 回答事業者の内訳



(参考) 回答事業者の業種



*業種はアンケート調査結果から(財)都市づくりパブリックデザインセンターが分類

2) アンケート調査の内容

事業者の景観形成の取組を幅広く把握するために、次頁の7項目について自由記述を基本としたアンケート調査を行った。

アンケート項目

設問1 景観面の取組・活動内容

以下の各項目について、「類似する景観面の取組の有無」、「取組がある場合はその概要」

- ① 自社の敷地や周辺道路等の清掃活動、緑化など
- ② 自社の広告物等の景観配慮など
- ③ 自社の建築物等の周辺景観との調和など
- ④ 景観形成に係る地域住民活動の支援、協力など
- ⑤ 良好な景観形成に向けた社会活動など
- ⑥ 景観形成の付加価値に着目した事業など
- ⑦ その他景観形成の取組

設問2 景観形成のきっかけ

設問3 景観形成の意義

設問4 課題

設問5 景観形成の効果

設問6 景観形成の取組意向（設問1の①～⑦が全て無しの場合）

設問7 その他

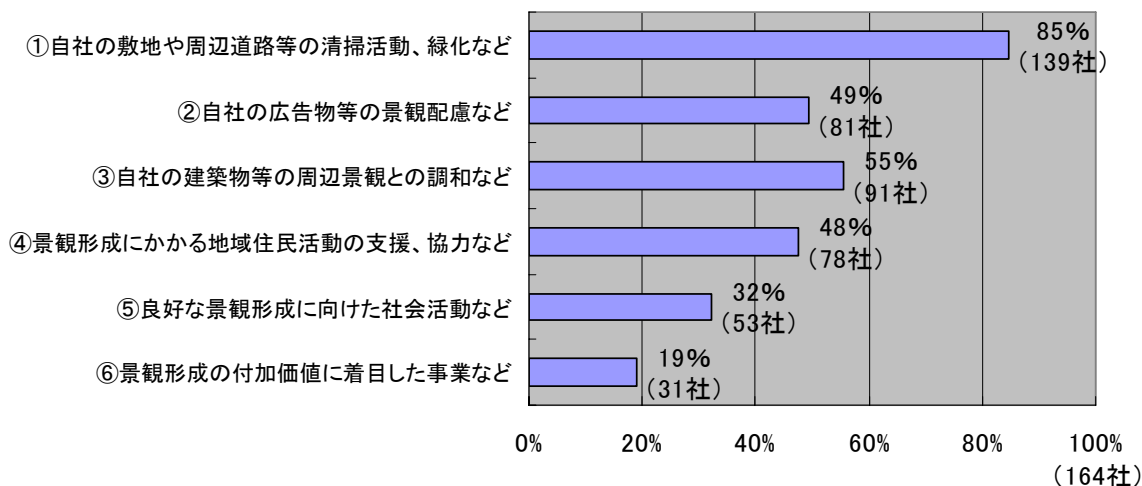
3) アンケート調査結果の概要

(1) 景観形成の取組に係る全体傾向

○ 「日本経済同友会」、「日本商工会議所」を対象としたアンケート結果の概要は以下の通りである（回答164社）。

- 「①清掃活動」や「③自社の建築物等への配慮」をはじめとして、積極的な取組
- 「④地域住民活動への協力」についても5割近くの事業者が実施しており、自社だけでなく地域単位で景観形成を図っていく意識をもっている状況

図表Ⅱ-2 景観形成の取組状況（母数/164社）



(2) 各取組の状況把握

① 景観形成の主な取組・活動内容

取組タイプ	主な取組・活動内容
①自社の敷地や周辺道路等の清掃活動、緑化 など	●事業者の約9割が清掃活動・緑化を実施していると回答。 ●清掃活動は自社の敷地内だけでなく、周辺道路等を含めて行っている事業者が約6割。自社敷地内の緑化は4割の事業者が実施。
②自社の広告物等の景観配慮など	●約5割が広告物等への景観配慮を実施していると回答。 ●看板の色調、サイズ、テクスチャー（木目調にするなど）等に配慮が取組の中心。
③自社の建築物等の周辺景観との調和 など	●約6割が建築物の色彩・デザイン等の配慮を実施していると回答。 ●歴史的建築物の保存・活用や緑化によるバッファ確保の取組もある。
④景観形成にかかわる地域住民活動の支援、協力など	●約5割が地域住民活動への参加・協力を行っているという回答。 ●自社敷地内の広場等を住民に開放するなどの取組がある。
⑤良好な景観形成に向けた社会活動 など	●約3割が社会活動を実施していると回答。 ●美術館、資料館や講座・体験教室など、文化面の普及啓発のほか、デザイン賞の主催、歩道の高質整備などが行われている。
⑥景観形成の付加価値に着目した事業 など	●約2割が景観形成の付加価値に着目した事業を実施していると回答。 ●例えば、歴史的景観を活用した店舗開発などがある。

*表中の①～⑥は、図表Ⅱ-2に対応

② 景観形成の「きっかけ」、課題

* 自由回答を「キーワード」ごとに分類・整理

○ 「地域や地域住民との良好な関係づくり」のために景観形成に取り組んでいる事業者が多い（図表Ⅱ-3）。
○ また、事業者“自ら”が景観形成に取り組む場合は、費用・時間・労働力等の確保が課題になっている一方、『地域住民や行政などとの協力・連携の必要性』を課題としている事業者も多い（図表Ⅱ-4）。

図表Ⅱ-3 景観形成のきっかけ

	キーワード	回答数	割合
①	地域住民に受け入れられる企業、地域貢献を目指して	34社	24%
②	地域住民からの要請、行政からの働きかけ	13社	9%
③	周辺景観・住環境等への配慮、環境問題への取組の一環	22社	16%
④	企業イメージ向上等に向けた社会貢献活動の一環	10社	7%
⑤	条例等による規制、景観法の制定	9社	6%
	集客増のため	9社	6%

図表Ⅱ-4 課題

	キーワード	回答数	割合
①	費用（コスト増、維持管理費）への対応	27社	25%
②	時間・労働力の確保、情報の入手	12社	11%
③	行政のリーダーシップ ・全体的な景観形成の方針づくり ・1事業者での取組には限界	9社	8%
④	地域住民、他企業、行政と協働の取組	7社	6%
⑤	市民の意識・マナーの向上	5社	5%

(14) 事業者へのヒアリング (その1)

■ 事業者・地域住民・行政のパートナーシップによる景観形成の取組

／株式会社 ワコールホールディングス

取組のポイント

- 事業者、住民という地域の担い手は、その立場や地域に対する思いが少しずつ異なるため、最初にまちづくりの課題や方向性を確認した上で、それぞれの役割分担を明確にすることが重要になる。このためには、各関係者が集まり、議論する場が必要。
- また、“地域”における景観づくりの取組が活発に行われていることは、(株)ワコールからの「具体的な取組場所(公開空地)の提供」も不可欠であった。

① 事業者・地域住民の問題意識

- ・事業者、地域住民がそれぞれJR西大路駅前の違法駐輪(約1400台)に対して悩みを抱える
- ・しかしながら、事業者と地域住民の相互コミュニケーションの場がない



② 行政による場づくり、課題・方向性の共有

- ・京都市の呼びかけにより、事業者(ワコール、日本新薬、掘場製作所、ジーエス・ユアサ)と地域住民がまちづくりの課題を議論する機会が設けられる



③ 事業者・地域住民・行政による協働の取組

- ・地域住民、事業者が「西大路駅周辺を美しくする会」を立ち上げ、毎朝、駅周辺の放置自転車整理や清掃活動等をスタート
- ・地域住民がリーダーシップ(計画・実行)をとり、事業者と行政がバックアップという役割分担の明確化



④ ワコールが所有地を駐輪用地・公園として提供

- ・(株)ワコールが本社ビル建替えに伴って敷地の一部を公開空地(約3800㎡)とし、それを地域のための活用することを提案
 - 駐輪場用地の無償提供(約1000㎡)
 - 公園(約2800㎡)デザイン等を地域住民と検討

「美しくする会」
の継続的活動
・清掃活動
・駐車場管理



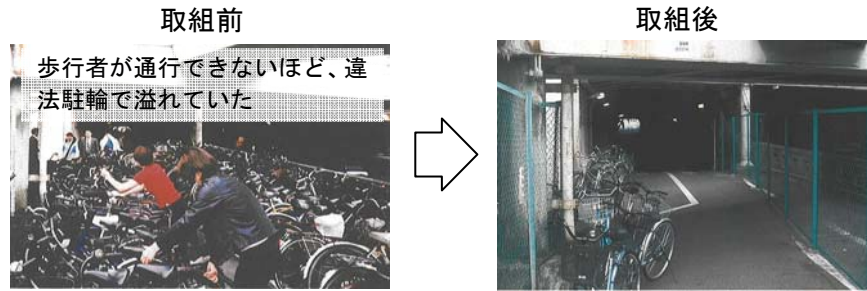
⑤ 「西大路駅周辺を美しくする会」の活動継続

- ・清掃活動(周辺店舗等も自主的に取り組む)
- ・駐輪場の管理



- 駅周辺が公園(公開空地)を中心に清潔、潤いや四季を感じる空間に保たれ、地域が公園に係わりを持つことで、無くてはならない空間として存在している
- 事業者と住民、事業者間の円滑な情報交換、相談の仕組みが確立した

＜放置自転車対策＞ 駐輪場整備等



＜公開空地＞ 駐輪場、公園

公開空地（赤線）

【駐輪場】（約 1000 m²）

- ・ワコールが京都市に用地を無償提供。
- ・京都市が駐輪場を整備し、「西大路駅周辺を美しくする会」が管理運営を受託。

【公園】（約 2800 m²）

- ・ワコールの公開空地を「住民参加のワークショップ方式」で、デザインや使い方を検討し、並木・花壇・芝生・広場などの要素を備えた公園「You You パーク西大路」として整備。
- ・公園では、小学生を対象とした「花いっぱい運動」、中学生と消防音楽隊のジョイントコンサート等を実施。

空間に変化を感じさせる起伏のある芝生

四季によって表情を変える樹木

足踏み運動もできる小石の洗い出し

オープンで出入りのある芝生空間

周辺地域のシンボルとしての時計塔

季節感を演出する花壇

地域への情報発信を行なえる情報掲示板

イベントも開催出来る広場

歩道状空地との境界はバリアフリー

●この公開空地はワークショップによる計画づくりの成果が各所に生かされています。

(株)ワコールホールディングス

事業内容 : ファンデーション、ランジェリー等の製造・販売等

本社所在地 : 京都府京都市南区吉祥院中島町 29

(15) 事業者へのヒアリング (その2)

■ 環境美化・地域貢献の会社理念が全社員に浸透し、自主的な取組が展開

／株式会社 豊田自動織機

取組のポイント

- 「各国、各地域の文化や慣習を尊重し、経済・社会の発展に寄与する」という基本理念のもと豊かで健全な社会の実現とその持続的発展のために、事業活動を行うあらゆる地域において「良き企業市民」としての役割を果たし、積極的な社会貢献活動に取り組んでいる。この企業理念は経営層の深い理解をベースに徹底的に実践されている。
- また、(株)豊田自動織機が「地域懇談会」を主催しており、地域住民や行政の意向把握、情報交換を行うなど、地域・行政とともに三位一体で行われている。

① 幅広い景観形成活動により地域住民と良好な関係を保つ

【取組内容】

○職員、OB、グループ企業等が社内外で清掃活動に自主的に参加。清掃活動は以下のようなグループ単位で行われており、自社敷地周辺だけでなく、公園や駅などの公共施設周辺の清掃活動も実施。

職制会

自己啓発・交流を目的に、会社の職位別に会費制で運営されている組織。「部長会」「班長会」などがあり、従業員とその家族がその活動に任意参加

豊田自動織機織友会

従業員OBで組織



○工場周辺には緩衝緑地帯を設け、工場内の空地・駐車場周辺も緑化を徹底。



刈谷工場

工場沿道とは思えない緑豊かな環境



大府工場

工場敷地周辺を従来の柵でなく、土と木により、やさしく開放的な設えにしている



高浜工場

工場内を緑化



大府工場

鉄道からの見え方に特に配慮

- 工場等の建替えでは、画一的なガイドラインに基づくのではなく、周辺との調和を図ることが設計の基本。



- 外から見て違和感のある設備を景観に沿う様配慮したり、看板類も工場への誘導を目的としたものに限定。看板の表示自体も控えめにするなどの配慮。

② 事業者が中心となった地域住民及び行政の意向把握・情報交換の場づくり

- 「会社と地域住民は同じ地域で共生する」という考え方のもと、自由に意見交換し諸問題の共有と解決を図るために工場単位で「地域懇談会」を年2回実施している。
- 「地域懇談会」の運営は、(株)豊田自動織機が行っており、テーマによっては行政や議員にも参加してもらっている（トヨタグループでは一般的な取組）。
- この他に、工場夏祭りの行事などを地域と協働で実施しており、そのための相談を頻繁に行うことにより、地域住民の意向把握や情報交換を行っている。



(株)豊田自動織機

事業内容 : 自動車、産業車両、物流、繊維機械等

本社所在地 : 愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地

(16) 事業者へのヒアリング (その3)

■ 地域貢献の形として、工場跡地の一部を緑豊かな広場として開放

／株式会社 ノリタケカンパニーリミテド

取組のポイント

- 『ノリタケの森』は、創立 100 周年事業として (株) ノリタケが地域貢献の一環として取り組んだ大規模な緑地空間整備である。製造業は地域との関係が重要であり、この取組を通して「地域社会から必要とされる企業であり続ける」という意図があった。
- 一般的に“地域全体の景観形成”を図るためには、以下の取り組みが重要というご指摘を頂いた。
 - 行政が地域レベルで、『まちづくりの目標像』を明確にする
 - ことにより、事業者はその方向に向けて取組やすくなる

① 地域貢献の形として、都心に森を整備し、一般開放

- 事業を継続していくためには、「地域との共存」という視点が重要。創立 100 周年を記念して「これからの 100 年地域社会に必要とされる企業でありつづける」という意識での取組
 - ・ ノリタケ発祥の地に、産業と文化の原風景「ノリタケの森」を創造
 - ・ 工場の一部を解体し、歴史的な産業資源（コンクリート煙突等）を保存して場所性を表現
 - ・ 緑が少ない名古屋都心部に自然を回復し、市民に開放することで「文化と出会い、森に憩う新しいかたちの都市再生」が実現

② 「ノリタケの森」がきっかけとなり、周辺の景観・環境整備が行われてきた

- 名古屋市が「ノリタケの森」の外周歩道整備（インターロッキング化）
- 地区イメージの一新により、隣接地区にマンションが立地（現在も本社工場は稼働中）

③ 行政による「まちの目標像」の明確化が必要

- 行政が地域レベルでまちづくりの目標像（コンセプトなど）を明確にすることにより、事業者は一つの方向に向かって景観形成を進めやすくなる。

整備前の敷地全景



整備後



○都市景観等に係わる様々な賞を受賞

<平成 14 年度>

- ・都市公園コンクール 日本公園緑地協会 会長賞 ((社) 日本公演緑地協会)
- ・名古屋市都市景観賞 (名古屋市)

<平成 15 年度>

- ・緑の都市賞 国土交通大臣賞 ((財) 都市緑化基金、読売新聞社) 等々

(株)ノリタケカンパニーリミテド

事業内容 : 研削と石、陶磁器食器、蛍光表示管、電子ペ-スト、高性能焼成炉等

本社所在地 : 愛知県名古屋市西区則武新町 3 丁目 1 番 36 号

(17) 事業者へのヒアリング (その4)

■ 経済団体による景観形成の取組

／中部経済同友会

取組のポイント

- 中部経済同友会では「地域開発委員会（事務局／中部電力（株）」で景観形成の取組を行っており、提言だけでなく、実際の活動を実施している。
- 活動の1つとして、幹線道路の違反広告物の悉皆調査を行い、以下の結果を得た。
 - 「禁止区域」に違法な看板が多数設置。業種別では開業医の広告看板が多い。

『美しいまちづくり行動計画』の策定・実施

- これまでの景観形成の担い手は主に行政と住民であったが、事業者もCSR（企業の社会的責任）と位置付け、周辺景観への配慮等により企業価値の向上を図るべき。中部経済同友会の「地域開発委員会」において『美しいまちづくり行動計画』を策定し、以下のアクションを実施。

【提言】 良いものが生き残る「淘汰の仕組み」の導入

【アクション】

- ☆ 会員企業の「自己診断チェック」実施（H16年11月、H18年1月の2回）
- ☆ 「企業版美しいまちづくりの手引き」作成・公表（H18年9月）



【提言】 行政・市民・企業による「景観行動ネットワーク」づくり

【アクション】

- ☆ 「花のおもてなし運動」
 - ・ H17年3月より名古屋市栄繁華街（桜通大津交差点）において花壇整備（花壇4箇所、会員自らが参加して年4回の花植を実施

- ☆ 「違反広告物」の撤去、美化活動の実施
 - ・名古屋市のクリーンキャンペーンに参画
- ☆ 行政、経済団体、NPO等への働きかけ
 - ・提言発表時に関係者に出向き、趣旨説明と協力を要請

<相手先>

愛知県、名古屋市、国土交通省中部地方整備局、愛知県商店街振興組合連合会、愛知建築士会、愛知県医師会、愛知県広告美術業共同組合、名古屋商工会議所、中部経済連合会 等

【提言】 空港・万博への連絡道路周辺を対象にした「野立て看板ゼロ運動」の展開
【アクション】

- ☆ 名城大学水尾研究室と共同で、中部国際空港への連絡道路周辺を対象にした違反広告看板の実態調査を行い、結果を公表
 (調査 H17 年 9 月、公表 H18 年 2 月)
 - ・調査対象路線：6.2 km
 - ・広告看板設置数 390 件、うち違法看板 350 件

業種別広告物の設置状況

業種	合計
医療	68 (17%)
飲食	58 (15%)
小売り	39 (10%)
娯楽	37 (9%)
観光	20 (5%)
宿泊施設	18 (5%)
不動産	16 (4%)
建設	12 (3%)
自動車	9 (2%)
公共	9 (2%)
・・・	・・・
合計	390 (100%)

中部経済同友会

事業内容：中部地方の経済人を会員として諸々の活動を実施

本社所在地：愛知県名古屋市中区 10 番 19 号 商工会議所ビル 8 階

(18) 事業者へのヒアリング (その5)

「緑のデザイン賞」をはじめとした社会貢献活動

／第一生命保険相互会社

取組のポイント

- 住民に身近な環境である「緑」をテーマに、「質の向上と充実」の視点から「緑のデザイン賞」をはじめとした社会貢献活動に取り組むことにより、「良き企業市民」として健全な社会の発展に貢献することを目指している。
- 地域住民との接点を広げるために、地域清掃等のボランティア活動にも積極的に参加・協力している。

① 街なかに優れたデザインの緑空間を増やすために「緑のデザイン賞」を創設

- 第一生命の社会貢献活動の中核的な取組の1つとして、平成2年度から継続的に実施。
- 公共団体・法人・任意団体・町内会などの団体から緑化プランを募集し、優秀な緑化プランを表彰するとともに、その整備費を助成。
- 平成17年度までの助成件数105件(助成金額は1件あたり800万円以内、毎年5件程度)。
- 審査のポイントは、緑化のデザイン性のほか、「人通りが多く公開性が高い場所」、「維持管理に地域住民の協力が得られるもの」など都市緑化の推進が重要な視点となっている。

【国土交通大臣賞】
／浅草オレンジ通り
商店街



【国土交通大臣賞】
／旧栃木駅ミュージアム



【緑化大賞】
／新町遊歩道
(宮崎県清武町)



② 地域清掃活動等のボランティア活動への参加、協力

- 各部門、支社において職員グループがボランティア活動を行うにあたり会社から資金的な支援を行う「マッチングギフト制度」が設けられている。
 - ・本制度は、職員グループが社会に貢献する寄付や支出を行う場合に、その寄付等に会社も一定額を上乗せするもの。
 - ・募金的なものよりも「地域に顔を出して、外に出て行く活動」を推進



第一生命におけるボランティア活動の特徴

1. 職員の参加型の「顔見える」活動
2. 職員が無理なく続けられる活動
3. 地元のニーズにあった活動
4. 住民やお客様、ボランティア団体などの地域社会の人々にも、一緒に参加してもらえるような活動

③ 「緑のデザイン賞」による効果等

- 「緑のデザイン賞」をはじめとした社会貢献活動に積極的に取り組むことにより、「企業市民」としての評価が得られてきている。
- 一方で、「緑のデザイン賞」の認知度が低く、職員の中でも知らない人が多い。まずは社内における「緑のデザイン賞」の認知度を上げ、職員が自社に誇りをもつこと、職員のモチベーションを上げることが今後の課題。

第一生命保険相互会社

事業内容 : 相互会社は、契約者が「社員（無配当保険の契約者除く）」としてその構成員となる社団法人であり、社員が会社の運営に参加

本社所在地 : 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号

(19) 事業者へのヒアリング (その6)

■ 産業がつくった運河と蔵の風景

／株式会社 ミツカングループ本社

取組のポイント

- ミツカングループによる醸造蔵の保存・活用や空中配管の埋設、国による運河の石積み護岸整備など、官民一体となった運河及び沿川整備により、半田市を代表する景観を形成している。
- 歴史的な工場建物の耐震強化、衛生管理面の強化が今後の課題。

① 官民一体となった半田運河の景観形成

- ミツカングループが江戸・明治時代に建設した黒板囲いの醸造蔵を現在も活用することで、維持管理を行っている。
- 運河については、国が石積み護岸を整備し、(株)ミツカンは工場間をつなぐパイプを運河の下を通し、工場周辺の電柱の地中化をおこなうなど、官民共同で昔の面影を今に残す配慮が行われている。
 - ・「かおり風景100選」(環境省)・・・2001年10月選定
 - ・「水辺のユニバーサルデザイン大賞2005」で優秀賞を受賞(NPO法人ユニバーサル社会工学会主催)
 - ・半田市が半田運河周辺の歴史的な街並みを保全する「景観重点整備地区」に指定

② 水の文化センターにおいて「水の文化」を普及・啓発

- 水の文化センター(東京都中央区)は、ミツカングループが社会貢献活動の一環として1999年に設立したもので、「水」と「人々の暮らし」との深い関わりを「水の文化」として捉え、「水の大切さ」を啓発するとともに、「水」に対する意識の向上を目指している。
- 活動内容は、研究活動を核に出版事業、ライブラリー事業、イベント事業など

研究活動

- ・「水にかかわる生活意識調査」
- ・1995年に第1回目の調査を実施して以来、ほぼ同じ内容で毎年6月に実施。

講演会

「水の文化交流フォーラム2005」

リスクに強い水利都市
～水循環がつくる21世紀の里<都市>とは～



2005年11月29日 東京(草月会館)

機関誌



20号(2005年8月)



21号(2005年11月)



22号(2006年2月)

昭和初期の半田ミツカン工場周辺図

(提供：(株)ミツカングループ本社)



運河に残る
空中配管



運河の下に埋設した
空中配管



株式会社 ミツカングループ本社
 事業内容：食品製造
 本社所在地：愛知県半田市中村町2丁目6番地

(20) 事業者へのヒアリング (その7)

歩道整備と一体となった工場外周の植栽

／株式会社 デンソー

取組のポイント

- 地方公共団体が行う歩道の拡幅整備にあわせて、敷地外周の植栽整備を行うことにより、景観形成の効果を高めている。

① 敷地外周のコンクリート塀を取り壊し、四季の感じられる花や木々を植栽。

- 社員の車通勤（約 4000 人）による交通渋滞、工場周辺の閉鎖的な塀など、駅周辺部に大規模工場が立地することで、地域の方々へ影響を与えてきた。
- 地域の環境を少しでも改善するために、市民の目に直接触れる敷地外周で、コンクリート塀を取り壊し、シースルーのフェンスにするとともに、四季の感じられる花や実のなる木々を植栽した。
- これら敷地外周の植栽は、歩道整備（刈谷市）と一体的に行うことにより、景観形成の効果が高まっている。

<工場南側>

従後



- さらに、本社環境活動計画に基づき、各部署が通勤路の清掃活動を自主活動として実施している（昼休みを活用）。



② ビオトープの取り組み

- 安城市・高棚製作所において、工場からの処理済みの排水を利用したビオトープ公園を整備し、地域に開放している。
- 広さは約 1500 m²で、排水処理場できれいにした水を放流し、ホタルなど珍しい生物が生息している。



③ 行政のリーダーシップ、先導的な取り組みと企業との協働が重要

- 景観形成は、地域により方向性が異なる場合があり、行政から地域の実情にあった方針を明示されることで、企業としても協調しやすくなる。
- つまり、道路などの公共空間整備と一体的に取り組むことで、官民一体のより良好な景観形成を図れる。

株式会社 デンソー

事業内容 : 自動車関連事業、産業機器事業

本社所在地 : 愛知県刈谷市昭和町 1-1

(21) 事業者へのヒアリング (その8)

■ 宅地開発における景観維持の担い手づくり (緑園都市住宅)

／相鉄不動産 株式会社

取組のポイント

- 相模鉄道(株)の宅地開発エリアの質を高めるために、地域住民が主体となった組織を立ち上げ、きめ細やかな景観維持等の活動を展開している。住民組織の立ち上げ時から組織の活動が軌道に乗るまで、相模鉄道(株)は以下の支援を行った。

- 活動拠点(公民館的施設)
- 活動の中心を担う人物(専属で事務局活動ができる人)
- 資金援助

① 相模鉄道(株)による住民組織の立ち上げ

- 土地区画整理事業により開発された住宅地(緑園都市住宅)において、良好な環境及び景観の維持を目的として、開発者である相模鉄道(株)が住民組織「緑園都市コミュニティ協会」(以下、「RCA」と呼ぶ)を立ち上げた。

* 緑園都市住宅購入者は、RCAに加入することになっている

② RCAの活動内容

- 都市空間は公と私、官と民が画然と分離され、両者をつなぐ中間領域に対する意識が不明確となっているため、一般的に景観的に乏しい街がつけられている。そのためRCAにおいて以下の事業を展開している。
 - 住宅地の景観維持に関するガイドライン等の設定、運用
 - 緑化運動の推進(花の頒布会、花壇づくり等)
 - 共有施設の維持管理
 - 各種セミナー、イベントの開催 など



(花の頒布会)

／『街を緑と花のあふれる街にしよう』の合言葉のもと、街に緑と花を増やす「きっかけづくり」として、毎年春秋に花の頒布会を開催

③ 住宅地の質を高めるための開発者の役割

- 住宅地の質を高めるためには、住民組織の立ち上げなどコミュニティを形成するための核となるものを用意する必要がある。そのためにデベロッパーは、組織立ち上げの支援と

して以下の3点を用意することが重要になる。

- 活動拠点（公民館的施設）
- 活動の中心を担う人物（専属で事務局活動をできる人）
- 資金援助

④ 開発者のきっかけづくりから始まった景観維持活動の広がり

- 緑園都市駅周辺、歩行者専用道、通学路などの一斉清掃に500名人以上が参加。地域住民だけでなく、周辺の大学（フェリス女学院大学）・高校・他サークルとの関わりが強くなってきている。
- 春秋の「花の頒布会」や遊歩道での「花壇づくり」など、RCAによるものだけでなく、住民が自主的に「美しい街づくり」に取り組んでいる。



参考 緑園都市住宅



相鉄不動産（株）

事業内容： マンション開発事業、住宅地開発事業、土地区画整理事業の代行、再開発・マンション建替事業等

本社所在地： 横浜市西区北幸二丁目9番14号

(22) 事業者へのヒアリング (その9)

■ 広告収入により公共空間に質の高いバス停を提供

／MCDcaux 株式会社

取組のポイント

- 景観を直接的な経済行為に結びつけている。
- また、デザインされた施設であっても「きめ細やかな維持管理」なくしては質の高い環境が保たれないことを示唆。

① デザイン性に優れたバスシェルターの整備・提供

- MCDcaux (株)は、都市の美化に配慮した広告事業を実施。
- 公共空間においては、広告収入を資金としてデザイン性に優れたバスシェルターの整備・提供・維持管理を行っている。



② 施設の維持管理が最も重要

- デザインの善し悪し以上に重要なことは、施設の維持管理であり、最も力を入れて取り組んでいる。
 - 清掃のしやすさに配慮したデザインとし、マニュアルに基づいたきめ細やかな維持管理
 - 月2回の定期的な清掃
 - ビラが貼られていないかは毎日チェック
 - 壊れた後の修繕は48時間以内に実施。



③ 広告事業を展開する上での課題

- 道路占用許可をはじめとして、バスシェルター設置にはかなりの時間が必要
- 歩道上にはさまざまな占有者による構築物や工作物が設置されており、将来的には歩道空間の整理整頓が必要であり、バス上屋に公衆電話や公衆トイレを併設するような機能の集約化が必要であり、道路管理者による現行規則の見直しと大幅な規制緩和
- 事業の採算を取るためにはバス上屋1基当たり2面の広告面が必要であり、省スペースモデルには車道側の広告掲出を認めてもらう必要がある
- 広告物の規制地域では、自家用広告物以外の掲出が認められない場合があるものの、自家用広告物であればデザイン性等が問われない場合が多い。事業の性格を理解してもらい質の高いポスターの他社広告の掲出を許可する緩和が必要

MCDecaux (株)

- 事業内容 : 1) 商業施設敷地内での広告メディア開発と広告スペース販売
2) ストリートファニチャーによる広告メディア開発と広告スペース販売
- 本社所在地 : 東京都千代田区神田錦町3丁目23番地

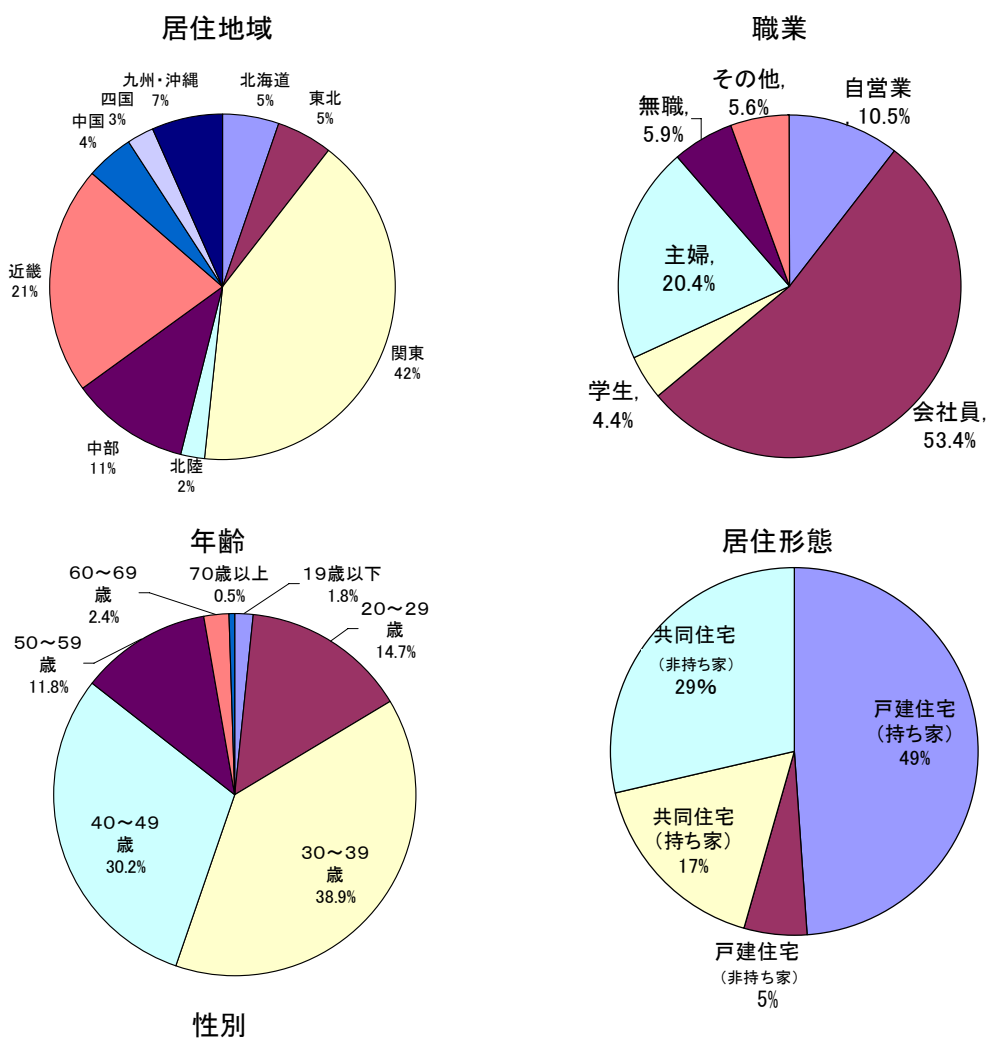
(23) 地域住民の景観形成に対する潜在意識の把握のためのアンケート調査

web アンケートの結果

国民一般の景観形成にかかわる意識を把握するため、web アンケートを実施した。以下にその結果を示す。

1) アンケートの配布・回収

○ 有効回答数は 2000 サンプル。回答者の内訳は以下の通りとなっている。

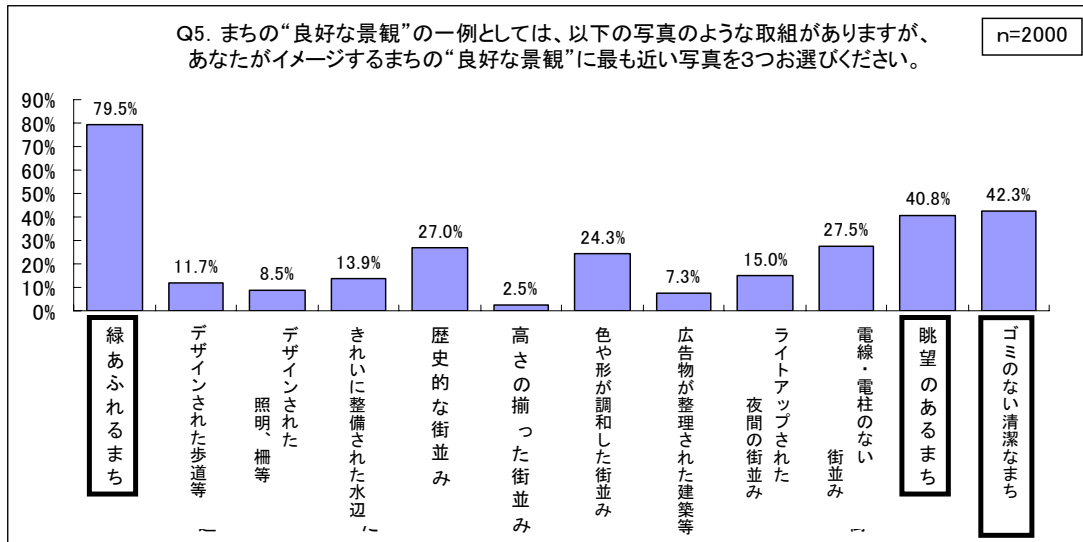


2) アンケート結果

■ 景観について

- 「景観」という言葉は約9割の人が知っており、概念は広く周知されている。
- 「よい景観」とは、「歴史」、「デザイン」、「色彩」などよりも「緑」、「清潔」、「眺望」のある景観というイメージが持たれている。

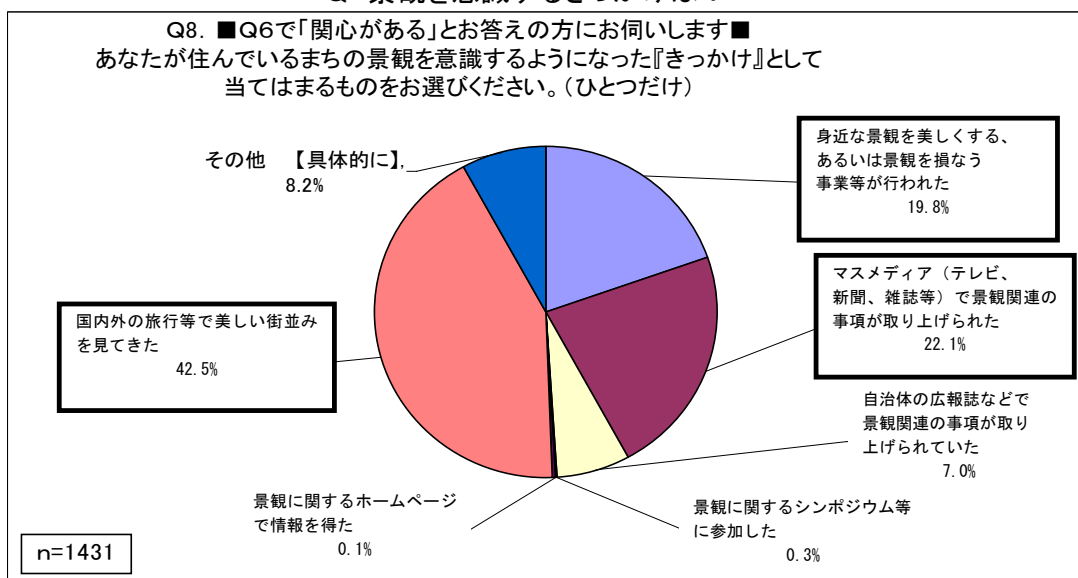
Q よい景観とは？



■ 景観への関心

- 約7割の人が景観に関心を持っている。
- 関心のない理由は、生活するうえで問題にならない、他に重要な課題（安全、利便性）があるなど。
- 景観に関心を持つきっかけは、旅先で美しい街並みを見た、身近で景観が改変されたなど、実際に体感することが6割を占める。

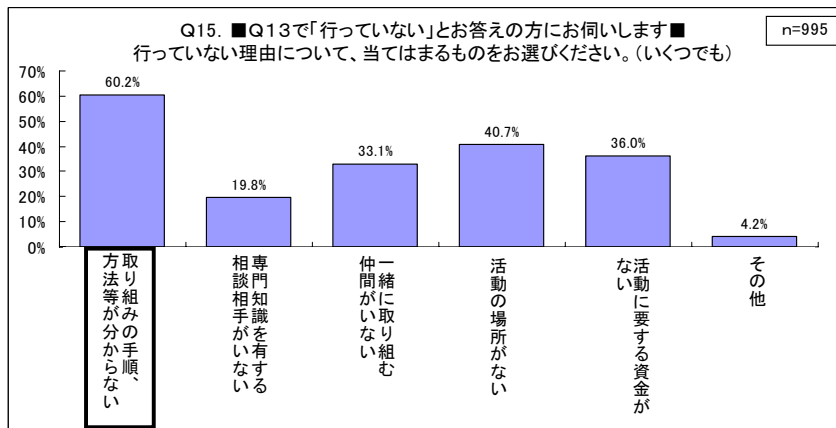
Q 景観を意識するきっかけは？



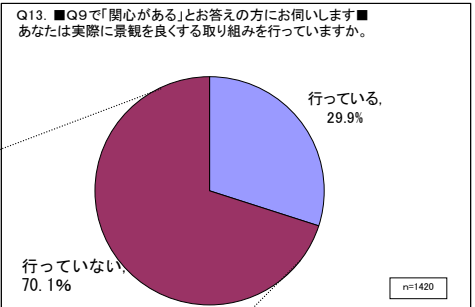
■ 景観を良くする取り組み

- 景観を良くする取り組みに関心のある人は7割。しかし実際に取り組みを行っている人はそのうちの3割に留まる。
- 取り組みに参加していない理由は、手順・方法がわからない点が最も多い。

Q 景観を良くする取り組みを行っていない理由は？



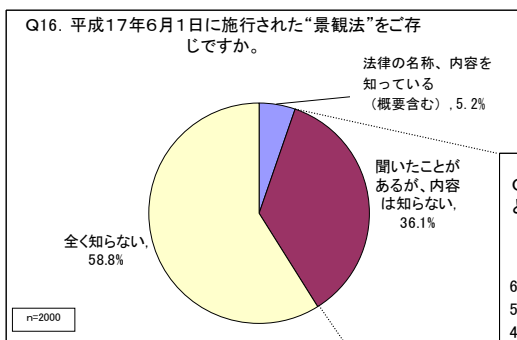
Q 実際に取り組みを行っていますか？



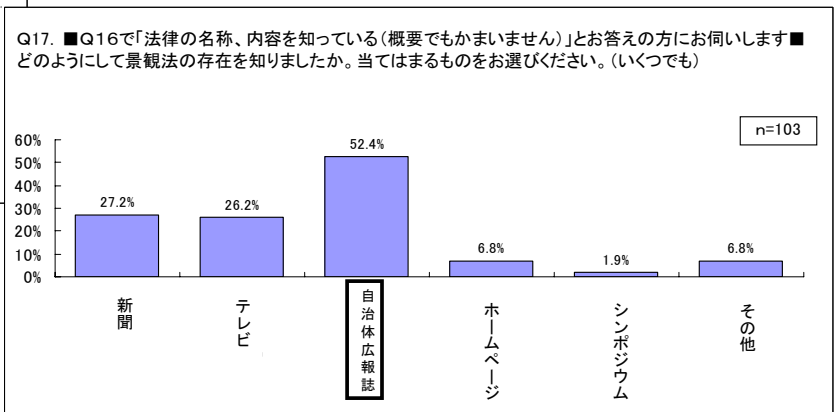
■ 景観法について

- 景観法の認知度は名称だけ知っている人を含め、約4割となっている。
- 情報源としては、自治体広報誌が半数を占め、新聞、テレビと続き、シンポジウムなどの割合は低い。

Q 景観法をご存知ですか？



Q 景観法を何で知りましたか？



(24) 有識者へのヒアリング（その1）

■ 行政による戦略的な市民組織育成の必要性

／早稲田大学理工学術院教授 佐藤滋氏

市民活動の活性化にかかるポイント

- 市民は何も足がかりがない状況であり、まず行政が先導して「具体的な取組みを起こす」など行動することが必要となる。
- 多くの市民組織は自立するのがなかなか難しく、指定管理者制度等を活用して、行政が戦略的に市民組織を育成することが重要。
また、市民組織には、単発の支援ではなく、少額でも継続的に支援することが有効である。

【市民活動の活性化についての知見】

① 行政の先導が重要

- 特定の目的・地区に具体的な取り組みの動きを起こして、それに参加してもらう形で市民組織を育てる。
 - 行政が中心市街地などで先導的に事業を起こして協力を呼びかける。
 - 市民に事業提案を呼びかけ、専門家の協力も得て、市民から提案された事業を行政が責任を持って事業化する。

② 戦略的な市民組織の育成、指定管理者制度

- 多くのNPOなど市民組織は自らの力だけで自立するのはなかなか難しく、行政が戦略的な意識を持って、市民組織を育てることが重要である。（自立するものは放っておいても育つ。）
- コスト面だけでは民間企業が有利なため、指定管理者制度に地域還元・委託範囲外の業務の評価など、総合的な評価を導入して、市民組織が受託できるよう支援することが重要。
- NPO法人は無限責任であるためリスクの大きい事業に手出ししにくい、LLP（有限責任事業組合）が指定管理を受託している地区もある。

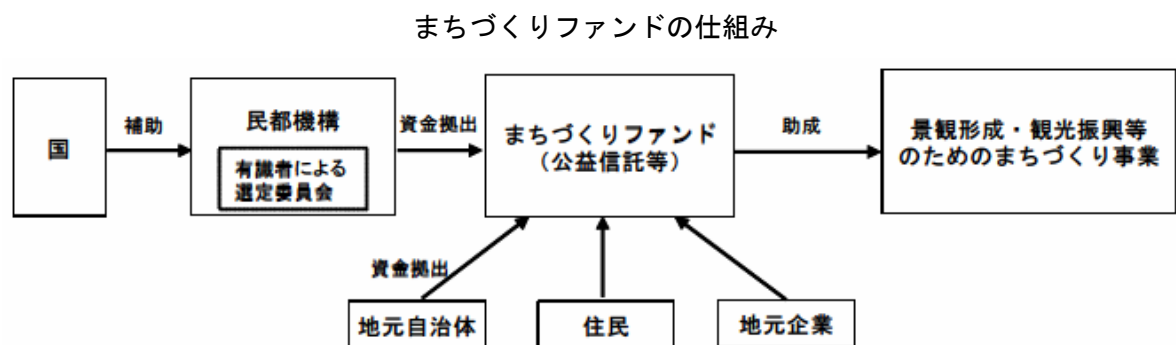
③ 継続的な支援の必要性、都市再生モデル調査

- 都市再生モデル調査は市民組織にとって有効な制度だが、単発であり後が続かない。
- 1年単発よりも、少額でも継続して支援するほうが望ましい。
- ファンド等、継続して活動ができる環境を整えるべきであり、類似例として、民都機構の住民参加型まちづくりファンドがある。

【具体例】

住民参加型まちづくりファンド（財団法人 民間都市開発推進機構）

- ・地域のまちづくり事業に助成する目的で設立されるファンドに対し、民都機構が資金拠出を行う。
- ・地方自治体が拠出していること、ハード事業を含めることなどが条件となり、条件を満たすファンドの中から選定されたファンドに対して 5000 万円を上限として拠出する。



市民団体が設立した LLP（有限責任事業組合）による指定管理者の受託例（鳥取市）

- ・バンガロー、バーベキュー場、木工工房等を含む鳥取市内の安蔵森林公園、安蔵公園の指定管理者に LLP「あぞうの森」が指定されている。

参考 有限責任事業組合（LLP）の概要

- ・共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約。
- ・「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づき 2005 年から制度化。
- ・主に以下の 3 つの特徴を持つとされる。
 - 「有限責任制」：組合員の負担が出資額までに限定される
 - 「内部自治原則」：重要事項は出資者の同意によって定められる
 - 「構成員課税」：組合の利益には課税されず出資者に分配された段階で課税される
- ・出資額の多寡によらず、出資者（＝組合員）の同意によって利益・損失は自由に配分でき、組合員の資格も個人・法人を問わない。
- ・法人格を持たないため、指定管理者等の受託が可能か否かは自治体の判断による。
- ・実際の LLP の活用例としては以下のようなものがある。
 - －中小企業の研究開発の場として複数社が出資して LLP を設立。
 - －クリエイターが個人事業形態も保ちつつ、集団で受注をおこなうため LLP を設立。

(25) 有識者へのヒアリング（その2）

■ 楽しく、体感型の活動により地域住民の景観意識を高める

／NPO 法人江東区の水辺に親しむ会 理事長 須永俣子氏

取組のポイント

- 地域住民に景観への関心をもってもらうためには“景観”と大上段に構えるのではなく、自然に関心を引き出すきっかけをつくることが重要。例えば、地域に根ざした言葉（水、桜など）で呼びかけ、楽しむことを重視した活動に参加してもらう事がポイント。
- 都市再生モデル調査を契機に、組織の枠を超えた横断的な情報交換の場を設置。行政、NPO、大学などが同席して地域の課題を話し合うことで、課題解決につながっている。

【活動のきっかけ・活動の姿勢】

行政主催の会合を通じて、委員間で人のつながりができ、NPO 活動に発展。

- 河川について地域ごとに情報交換を行うため行政が主催して設置した、「江東内部河川流域連絡会」において委員3名が知り合い、別途地域のまちづくり懇談会の委員1名が加わって活動を開始。

“景観”と大上段に構えるのではなく、楽しむことを重視した体感型の活動を通じて、住民の景観への意識を高める。

- 江東区には景観の軸になる水路が存在しているが、水辺は十分に生かされておらず、地域住民にもあまり意識されていなかった。そのため、住民に、水辺を楽しんで使いこなしてもらうことで、水辺（川、運河、港湾等）に目を向けてもらい、景観への関心を高めてもらおうと思い、水辺を使ったイベントなどの活動を始める。
- まちづくり、景観と大上段に構えるのではなく、自然に人の関心を引き出すきっかけをつくることが重要。
- 住民には、まちづくり、景観といった抽象的な言葉ではなく、○○をつくる、○○を使って○○をするなど、具体的な呼びかけを行い、その際には、地域に根ざした言葉（「水」「桜」など）を使うことが大切。それが地域の個性を活かすことにもつながる。

【主な取り組み内容】

イベント活動

水彩フェスティバルー 荒川下流事務所、東京海洋大学、東京都などの協力により開催。昨年で7回目を数え、和船の乗船体験、オープンカフェ、「川によるスイスイ」、扇橋閘門・荒川ロックゲートの見学などを実施。

さくらまつりー 深川観光協会の主催、江東区、深川仲町通り商店街振興組合の共催により開催しており、今年で3回目を数える。花見船、「桜旗」、明治丸の見学、川沿い桜の提灯ライトアップなどを実施。

イベント風景



懇談会の設置

- 都市再生モデル調査をきっかけに、江東区、荒川下流事務所、東京海洋大学、住民（深川観光協会等）等との懇談会を設置。2-3ヶ月に1回のペースで開催し、地域の問題解決の場として機能している。
- 区職員には実行責任がかからないよう、個人資格で出席してもらい、組織の枠を超えた情報交換が可能となっている。

その他の活動

- クルーズの運行…区や民間企業の協力を得て月1回リバークルーズを実施。
- 河川塾…学識者の協力を得て全国各地の河川に関する講義を開講。
- パークハウス清澄白河における取り組み
煉瓦造の工場のマンションへの建替えの際、開発者に保存要請。区の協力も得て、遺構の一部保存、水辺を意識した歩道・堤防設計、建物配置が実現。

保存された煉瓦壁



【課題・今後の取り組み】

- 活動は会費収入（約20万円）のみで賄っており、活動が事業として成立しておらず、組織の負担は大きい。活動の継続には費用面が大きな問題となっている。
- リバークルーズの宣伝は区の広報に1回掲載したのみであり、継続した宣伝が困難。
- 天王洲アイランドでは民間事業者が船上レストランなどを設置し収益をあげている。各々の得意分野を生かして、今後は、事業者にも協力をお願いすることが必要と考えている。

特定非営利活動法人 江東区の水辺に親しむ会

設立：2002年9月 会員：約100名

(26) 有識者へのヒアリング（その3）

■ 世間の注目を集めることを狙った取り組み

／美しい景観を創る会

取組の概要

- 各分野の第一人者による、分野を横断した、景観を創る運動を広める取り組み。
国民運動として展開するために、世間の注目を集めることを狙い「悪い景観100選」というインパクトのある取り組みを打ち出した。
- 長期に継続させることのデメリット（負担増大、組織の継続が目的化）を考慮して2年間の時限で実施し、一定の成果を得た。

【取り組み内容】

① 分野を横断する取り組み

- 建築、土木、都市計画、農村、森林、照明、造園といった各分野の第一人者が結集し、分野を横断して、美しい景観を創る運動を広めることを目的に発足。

② 国民運動として展開するための活動

- 景観形成を国民運動として展開することを目指し、世間の注目を集めるインパクトのある打ち出し、全国各地でのシンポジウム、政策提言などの取り組みを行った。

③ スポンサーなしのボランティアな活動

- 活動自体にスポンサーをつけず、各委員が活動資金を出資。各委員・事務局はボランティアとして自由な活動を行うことができた。
- 一方で、ボランティアの活動であるため、委員・事務局の意見調整・協力関係の維持に特に気を配って進めた。
- 委員・事務局の負担の増加や、組織の継続が目的化し手段の目的化が起こることを考慮し、活動は2年間の時限とした。

④ スムーズな広報活動の展開

- プレスに詳しい人間が一手に対応を引き受けることで、スムーズな広報展開を実施することが可能になった。

【取り組みの成果・課題】

- 活動は国内外のメディアにとりあげられ、市民から専門家まで大きな反響があり、特に景観面で後発の土木分野から注目を集めた。
- 活動を次の世代に引き継いでもらいたいが、本業も忙しく、また分野の垣根を越えた大同団結がまだ難しい状況にある。

【活動の詳細】

悪い景観 100 選 : 70 の悪い景観と 30 の改善事例を選定して HP 上に掲載。

悪い景観		改善事例	
<p>悪い景観 1</p> <p>「世界の銀座」玄関口にこの看板か(東京・中央区)</p> <p>分類 種別物(単体)</p> <p>寸評 時海通り入り口にひととき目立つ原色看板。この看板の悪影響を減らす。 【+詳細】</p> 	<p>良い景観 1</p> <p>「継続こそ力なり」小布施聖の小径(長野県小布施町)</p> <p>分類 種別物(景観数等)</p> <p>寸評 種別物と地元企業、行政が一体となって再生した。年間120万人の観光客でにぎわす。 【+詳細】</p> 		

シンポジウム・セミナー : 全国シンポジウム3回、地方シンポジウム8回、セミナー6回を実施。

提言 : 「日本の景観政策を提言する」として、国民、自治体、政府、企業に対する提言を作成。

出版等 : 委員の対談を中心としたセミナーの内容をまとめ、書籍として出版。

シンポジウムの内容は日経新聞に見開き特集で掲載された。

美しい景観を創る会

活動期間 : 2005 年 2 月 ~ 2007 年 3 月

委員

メンバー(あいうえお順)		専門分野
伊藤 滋	早稲田大学特命教授	都市計画
石井 幹子	光文化フォーラム代表	照明
石井 弓夫	(社)建設コンサルタンツ協会会長	土木
小倉 善明	(社)日本建築家協会前会長	建築
楠本 侑司	(財)農村開発企画委員会専務理事	農村計画
新宮 晋	造形作家	造形
榛村 純一	(財)森とむらの会理事長、掛川前市長	森林、地方自治
中村 英夫	武蔵工業大学学長	国土計画
中村 良夫	東京工業大学名誉教授	景観工学
平野 侃三	(財)都市緑化基金前理事長、東京農業大学名誉教授	造園
宮本 忠長	(社)日本建築士会連合会会長	建築
村尾 成文	(社)国際観光施設協会会長、(社)日本建築家協会元会長	建築

(27) 有識者へのヒアリング（その4）

■ 団体及び人とのネットワークづくりをスタートに、地域の景観形成に取り組む

／特定非営利活動法人 日本都市計画家協会

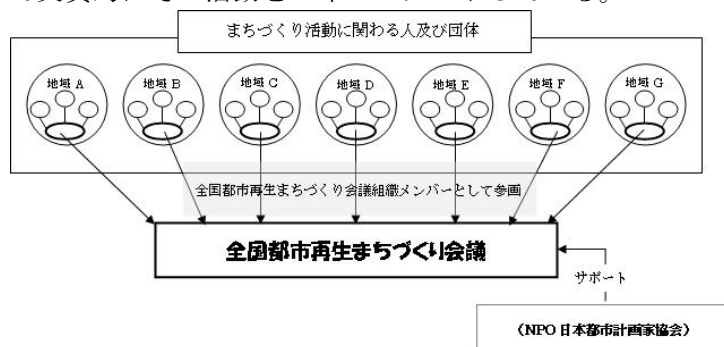
取組の概要

- まちづくり活動に関わる「個人及び団体」が交流を通じて情報交換、人的交流を図ることが活動の柱の一つ。
- このような活動を通して、全国各地の団体と具体的な景観形成の取組を展開。
 - 商店街における美しいまちづくり（東京商工会議所と協働）
 - まちづくり団体への専門家派遣（福岡環境緑化を考える会と協働）

【主な取り組み】

① 「草の根まちづくり団体間の交流支援」が活動の柱の一つ

- 専門家組織として始まったが、「まちに暮らす人や働く人たちみんなが、自分のこととして手を携えて取り組んでこそ、良いまちになる」という認識から 2001 年に NPO 法人化。会員の約 4 割が専門家以外の一般の人々。
- 近年取り組みを開始した活動の柱の一つは、「全国都市再生まちづくり会議」である。この取組みは、全国各地の草の根まちづくり団体が互いに連携し、情報を交換発信することが目的に、全国の草の根まちづくり組織や人材が一同に会する全国大会を行うものあり、協会は、事務局として実質的にその活動をマネジメントしている。



② シンポジウムを中心とした景観の普及啓発活動が具体的取り組みに展開

- まちづくりを考える上で、景観に関心のある団体を集めて、共通のネットワークや土台をつくるという発想で「美しいまちづくり・日本」運動を開始。
- 「美しいまちづくり・日本」は一般市民を対象とした普及啓発活動であり、シンポジウムを愛知県の名古屋市・犬山市で開催。この活動により地域の団体等と連携した取り組みが展開。



東京商工会議所との協働の取組

- 商店街での美しいまちづくりの取組を東京商工会議所と共同で実施
- この活動は3名の調査員が商店街を評価し、それをもとに各商店街がアメニティ機能や公益機能など100項目程度の評価指標に基づき、合議により商店街の魅力の診断評価し、商店街のビジョンを作成

〇〇〇商店街 魅力・地域力診断表(イメージ)



日本屋根外装工事協会との協働の取組

- 日本屋根外装工事協会と協力し、ルーフスケープコンテントや、ルーフスケープシンポジウム、ルーフスケープ研究会を開催
- 日本ならではの美しい景観形成を進めるため、日本屋根外装工事協会と協力しながら、研究活動を実施、ルーフスケープコンテントや、ルーフスケープシンポジウムを開催している

環境緑化を考える会(まちづくり団体)との協働の取組

- 環境緑化を考える会は、花壇整備等を中心に活動を行っていた団体であり、家協会の活動が「地域活動の種を成長させる」きっかけとなった(シンポジウムでの伊藤滋先生の講演が刺激になる)
- 環境緑化を考える会とは共同で活動しており、家協会からは専門家派遣を実施

③ 地域住民による景観形成の「きっかけづくり」、「継続」には具体的な取組対象が必要

- 地域住民による景観形成を促進するためには、「景観に関心のある人や団体の活動を広げること」が重要になる。そのためには、例えば「生垣をつくる」など具体的な取り組みの対象が必要になる。

④ インターネットを通じたまちづくり団体等への悩み相談

- 協会ホームページに「まちづくり相談室」を設置。
- 家協会内で都市計画の専門家チームを組み、まちづくり団体等からの質問に対して、回答者を決めて対応する仕組み。
- 相談・回答の手順は、インターネットを通じたやり取りで相談内容を十分把握した上で、直接顔をあわせて話し合う。相談料は東京で行うときは無料、地元に行くときの交通費は相談者の負担(日当は協会負担)。

特定非営利活動法人 日本都市計画家協会

設立: 1994年に任意団体として設立。2001年8月にNPO法人化

本部: 東京都港区愛宕1丁目1番9号愛宕チャンピオンビル4階

組織: 交流・広報委員会、事業委員会、職能特別委員会、各テーマごとの研究会、地域支部(北海道、横浜、静岡、関西)

(28) 有識者へのヒアリング（その5）

■ 専門家相互のネットワーク形成

／都市環境デザイン会議（JUDI）

取組の概要

- 専門家相互のネットワークづくりを目的として組織を発足した。
- 地域ごと、会員ごとの取り組みを重視し、全国的なネットワークを生かしてそうした取り組みをサポートしている。
- 会員や関連団体、組織の質の向上・意識啓発のため、都市環境デザイン演習、美しい都市ランキング、モニターメッセ等の多数の取り組みを実施している。
- 課題としては、入会資格を実務経験5年以上としているため中堅・若手層の会員が不足していることや、各委員会、事務局の負担が大きいことがあげられる。

【組織の概要】

専門家の横のつながりをつくることを目的として発足。北海道から沖縄まで400名以上の会員のネットワークを形成

- 都市・環境デザインに携わるさまざまな分野の人の連携を図るために設立した組織であり、実務経験5年以上を入会資格とする専門家集団である。
- 組織全体として統一した方針を打ち出して行動するというよりも、地域ごとの取り組みを重視し、地域の取り組みの紹介・サポートを、ネットワークを通して行う。
- 基本的にプロ集団であり、組織として住民との連携に強く取り組んではないが、会員個人・地域レベルでの設計・計画業務やワークショップ、フォーラム等の取り組みは多数実施されている。
- 基本的に会費やモニターメッセ（後述）の収益が活動資金源。
- JUDI有志による関連組織としてNPO法人化を申請中であり、事業受託に対応できる仕組みづくりを行っている。

【主な取組内容】

都市環境デザイン演習

- ・ メーカー、コンサルタント、地方自治体職員を対象に、ある都市（現在は成田市）をモデルに、課題を抽出し、課題解決のための実務的なデザイン演習を実際に行っている。
- ・ 短期間の講習であり、現実の計画や施策にはつながるものではないが、実務に即したデザインの訓練をする機会を提供するもので新しい取り組みといえる。

美しい都市ランキング

- ・ 専門家たる JUDI が客観的な視点で、「美しさ」の基準をつくり、全国各都市の評価を行っている。
- ・ ランキングを公表することで、地方自治体の景観に対する意識の啓発を促すことを目的のひとつとしている。

美しい都市ランキング中間発表

美しい都市を増やすことが目的



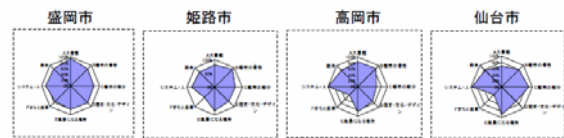
- ・ ランキングは、美しい都市を増やすための運動です。



ランキング(経過報告、中間発表)



- ・ 総合点.....220P
- ・ 城下町、古都、港町が多数。
- ・ 大景観(A)から都市の部分(C)までが総じて高い。
- ・ 歴史・デザイン、風景になる場所の評価の違いで、上位か中位かが分かれる。
- ・ まちと産業、システム・人はこれらの都市でも高くない都市も含まれる。



モニターメッセ

- ・ 全国の多数の専門家が出席する JUDI 総会の際を生かしてモニターメッセを開催。
- ・ 各メーカーが力を入れている商品を紹介してもらい、JUDI メンバーが専門家の目で批評を行う。企業側からすれば、専門家の意見が得られる点や他社メーカーの主力商品を見ることができるよい機会となっている。
- ・ 各メーカーは参加費を支払って紹介しており、JUDI の財源の一つとなっている。

出版

- ・ 定期的な出版物 (JUDINEWS) のほか、日本建築家協会等の団体と協力して書籍「日本の街を美しくする」を出版、関連シンポジウムを開催。



【課題】

- ・ 会員は実務経験 5 年以上の専門家と限定しているため、中堅、若手世代が少なく、メンバー数が減少している点が課題。しかし若手世代でも、JUDI 以外の学識者・専門家等のグループは特になく、学識者も学会組織等を通してのつながりしか持っていない様子。
- ・ 組織活動は本業の合間に行わざるを得ず、各委員会、事務局の負担が大きい。

都市環境デザイン会議 (JUDI)

設立：1991年5月

組織：研修委員会、事業委員会、広報委員会、国際委員会、特別委員会（美しい都市ランキング評価委員会）、地域ブロック（10ブロック）